

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔工事〕

令和8年3月



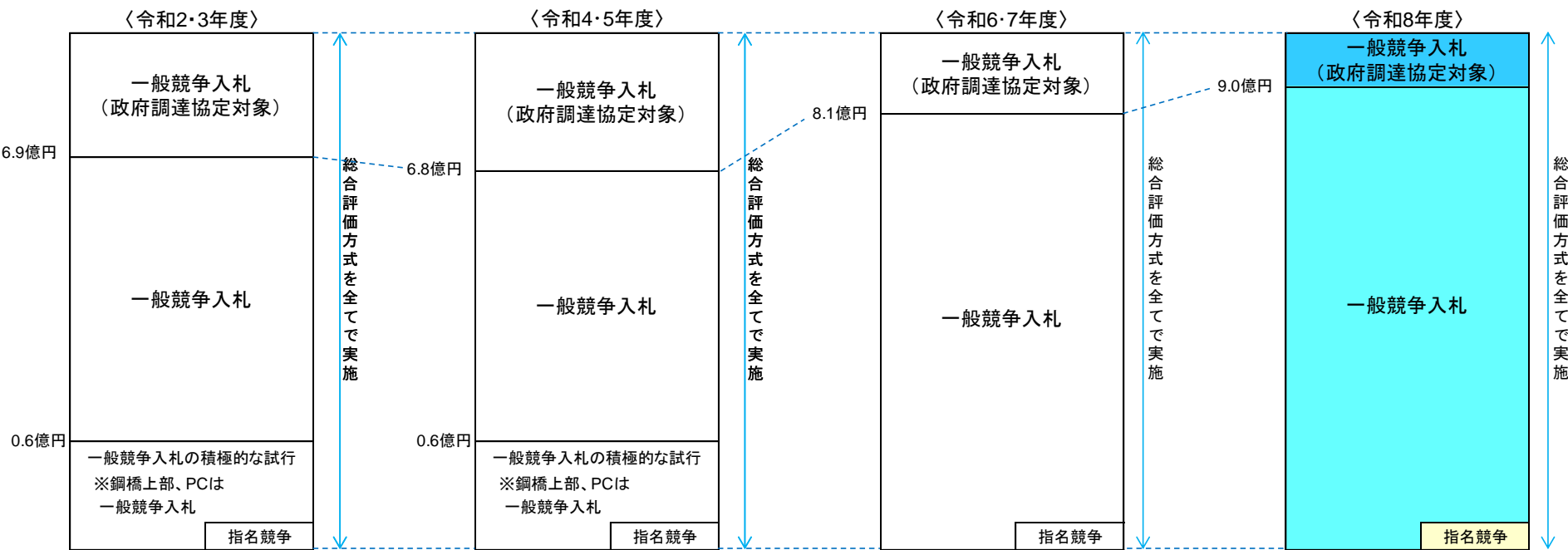
国土交通省 関東地方整備局

目次

1	入札・契約の運用方針	2
2	等級区分と地域要件	3
3	一般競争入札(同時提出型)の実施	10
4	ダンピング受注対策	11
5	効率的な運用(二極化の取組)	12
6	技術評価点の配点方針	13
7	評価配点	15
8	入札・契約における取組	22
9	総合評価における取組	32
10	その他の取組	46
11	維持修繕工事における取組	49
12	実施方針の適用時期	53

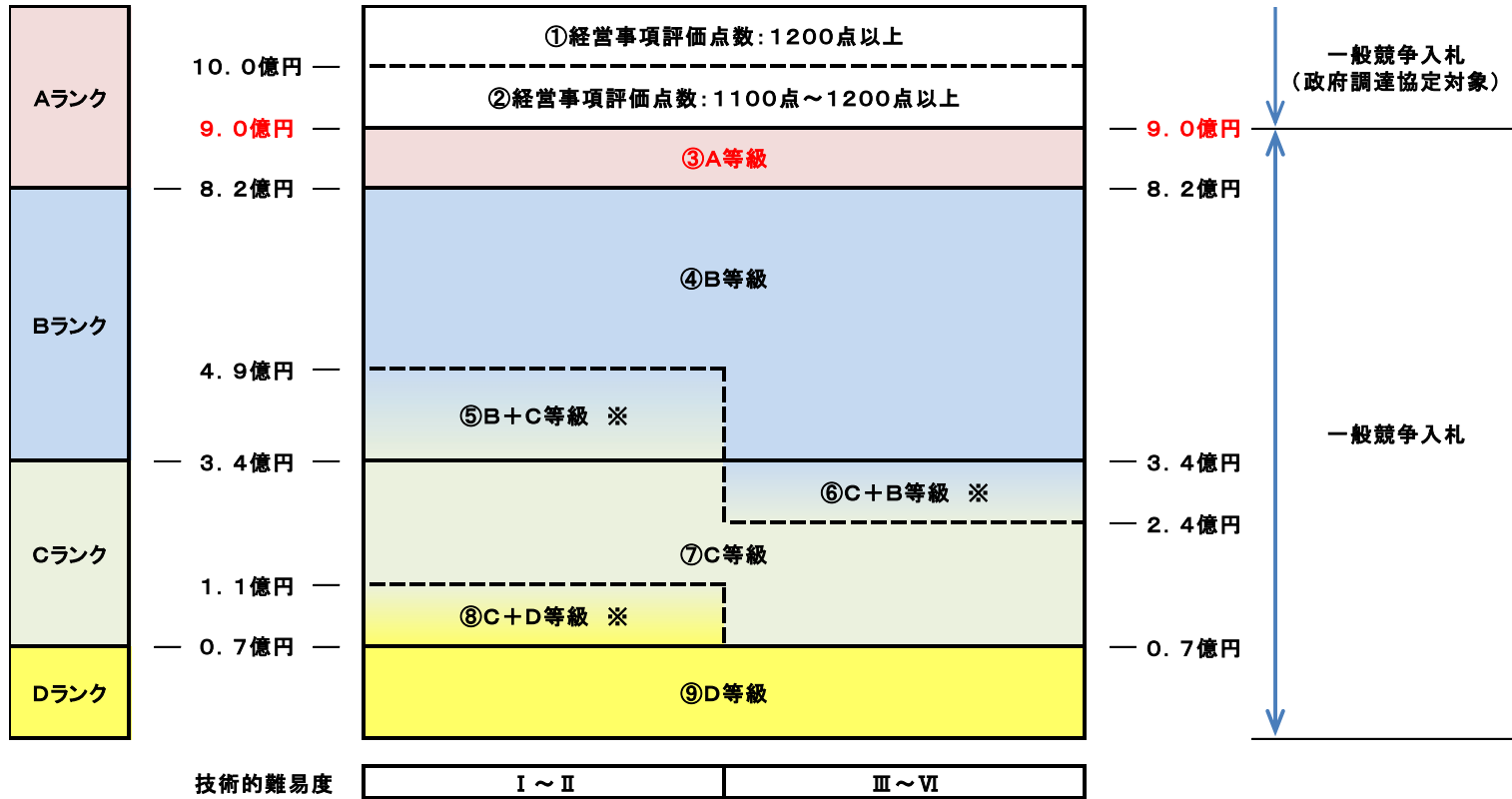
1 入札・契約の運用方針

- 【入札・契約】**
1. 一般競争入札(政府調達協定対象)
対象金額は9.0億円以上
 2. 一般競争入札
原則、1.を除く全ての工事
 3. 通常指名競争入札は、引き続き原則廃止(災害等除外)
 4. 総合評価落札方式
原則全ての工事で実施
- ※ただし、緊急工事や工事成績を付けない作業(工事)については、除くことも可能



2 等級区分と地域要件

＜一般土木工事及び建築工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①,②: WTO対象のため地域要件は付さない。
- ③,④: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑤: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑥: C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
B業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑦: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑧: C業者、D業者ともに施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑨: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店

※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

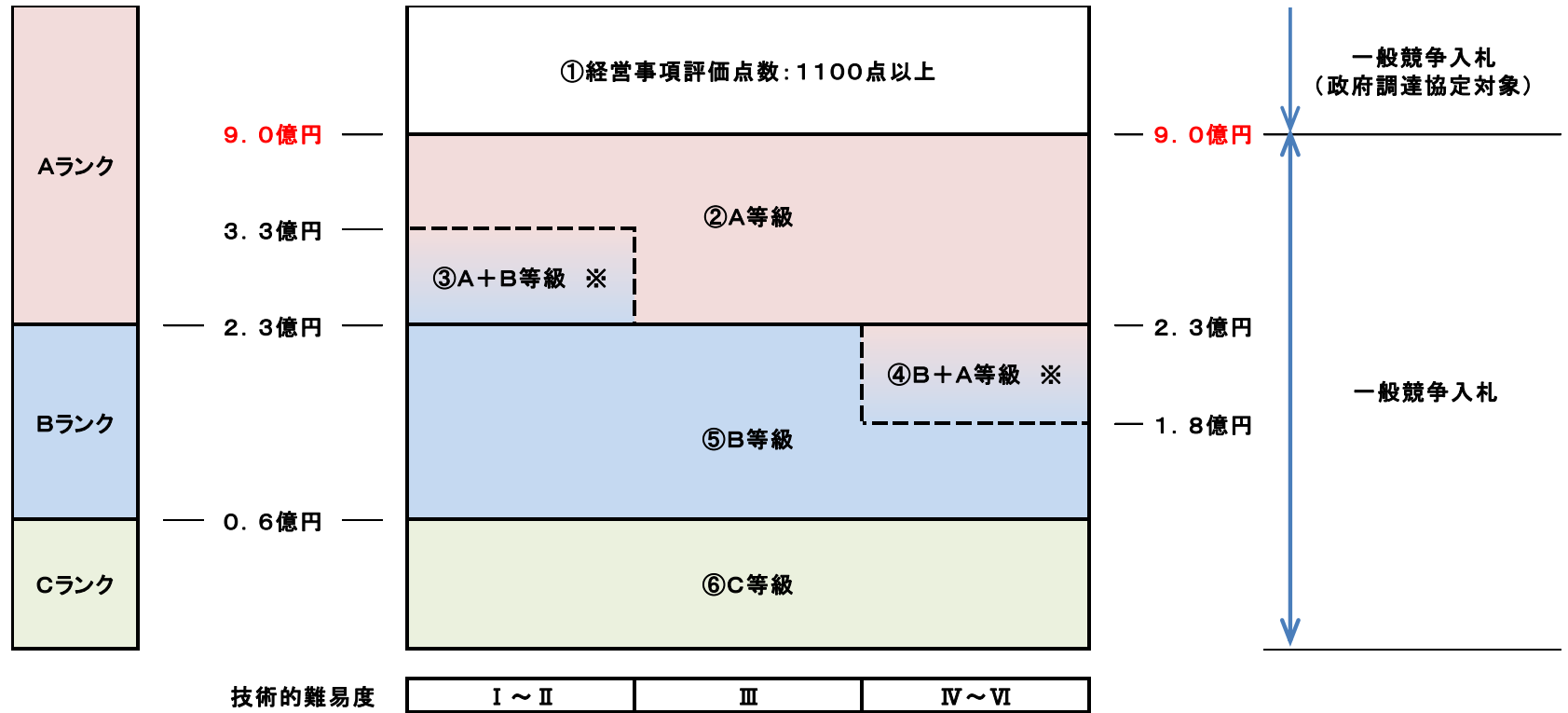
※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

《見直し》

2 等級区分と地域要件

＜電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ① :WTO対象のため地域要件は付さない
- ②、③ :関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
- ④～⑥ :施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

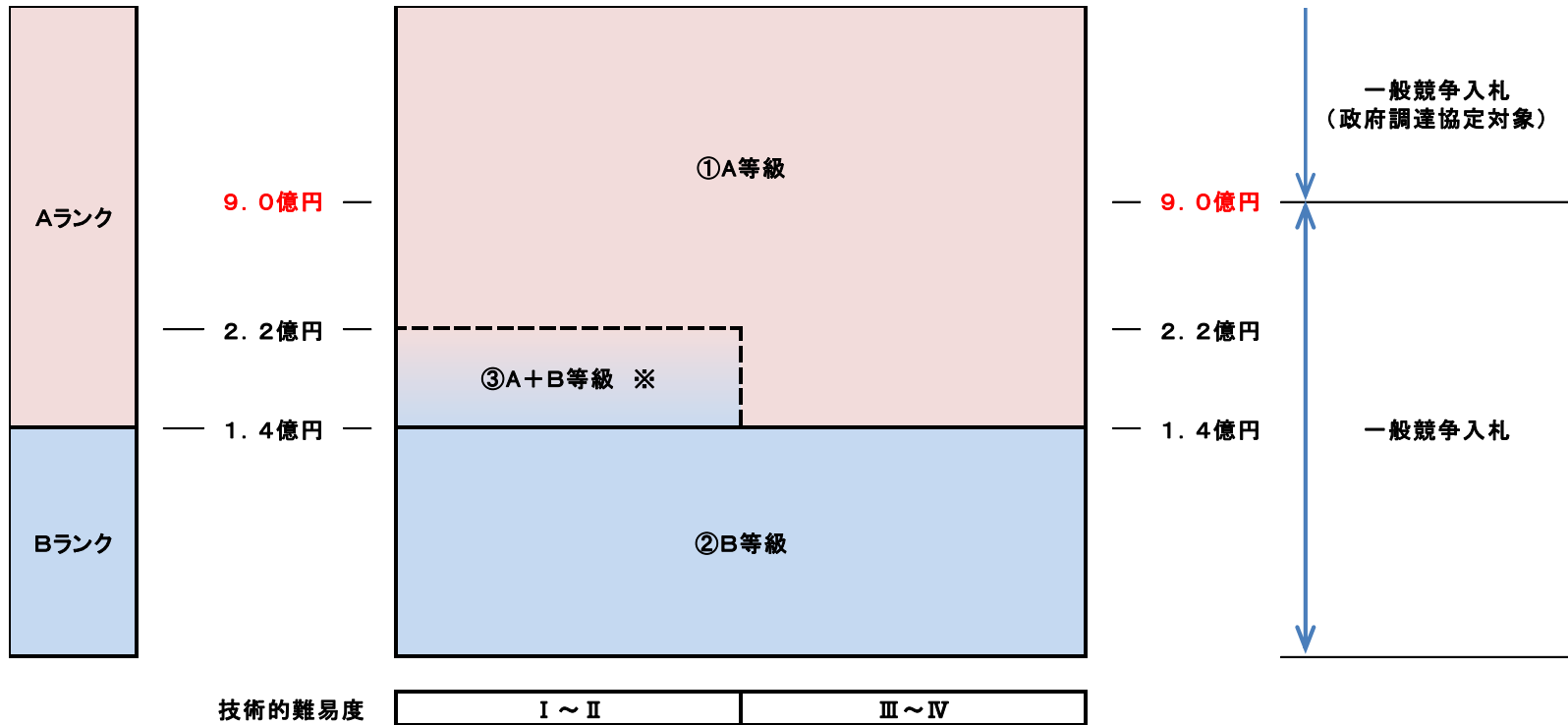
※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級:直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲:施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り:本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件

<As舗装工事の場合>



<地域要件(本店等の所在地)>

- ①: 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所。WTO対象は地域要件は付さない
- ②: 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所関東管内に本店・支店・営業所
- ③: A業者は、関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
B業者は、施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

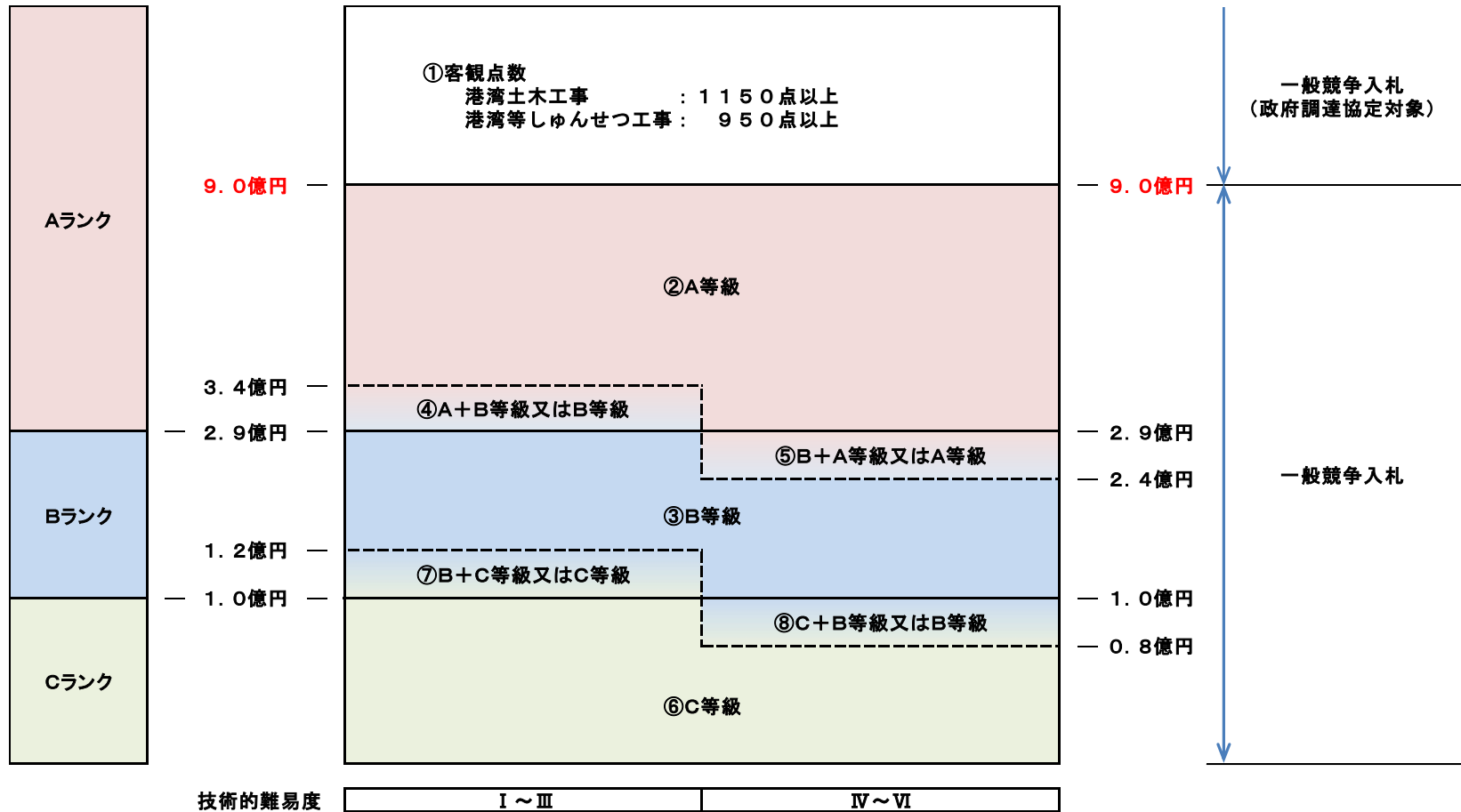
※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

＜港湾土木工事・港湾等しゅんせつ工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

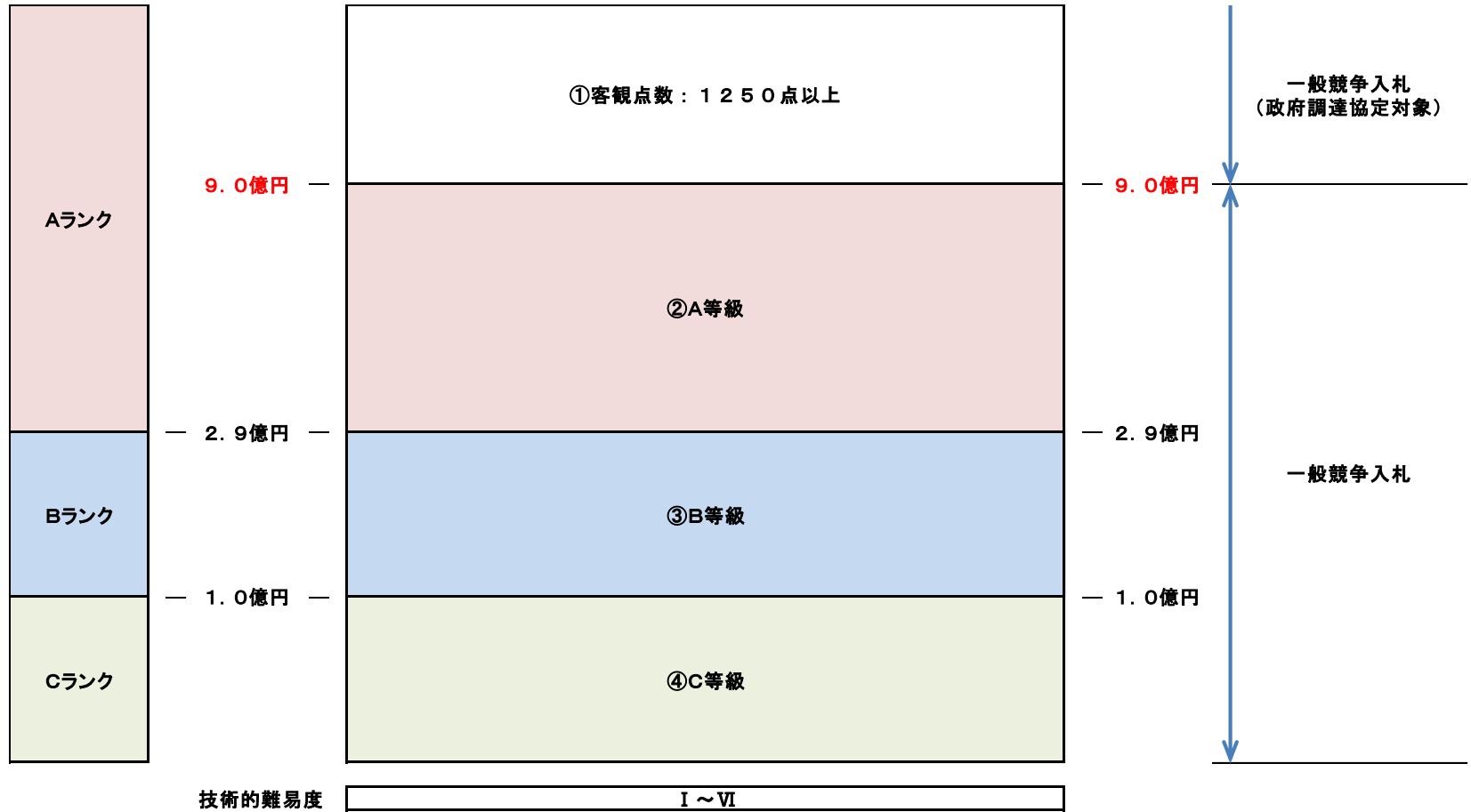
- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②~⑤: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑥: 施工都県内に本店
- ⑦,⑧: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内に本店・支店・営業所

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。
・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

《見直し》

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

＜空港等土木工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

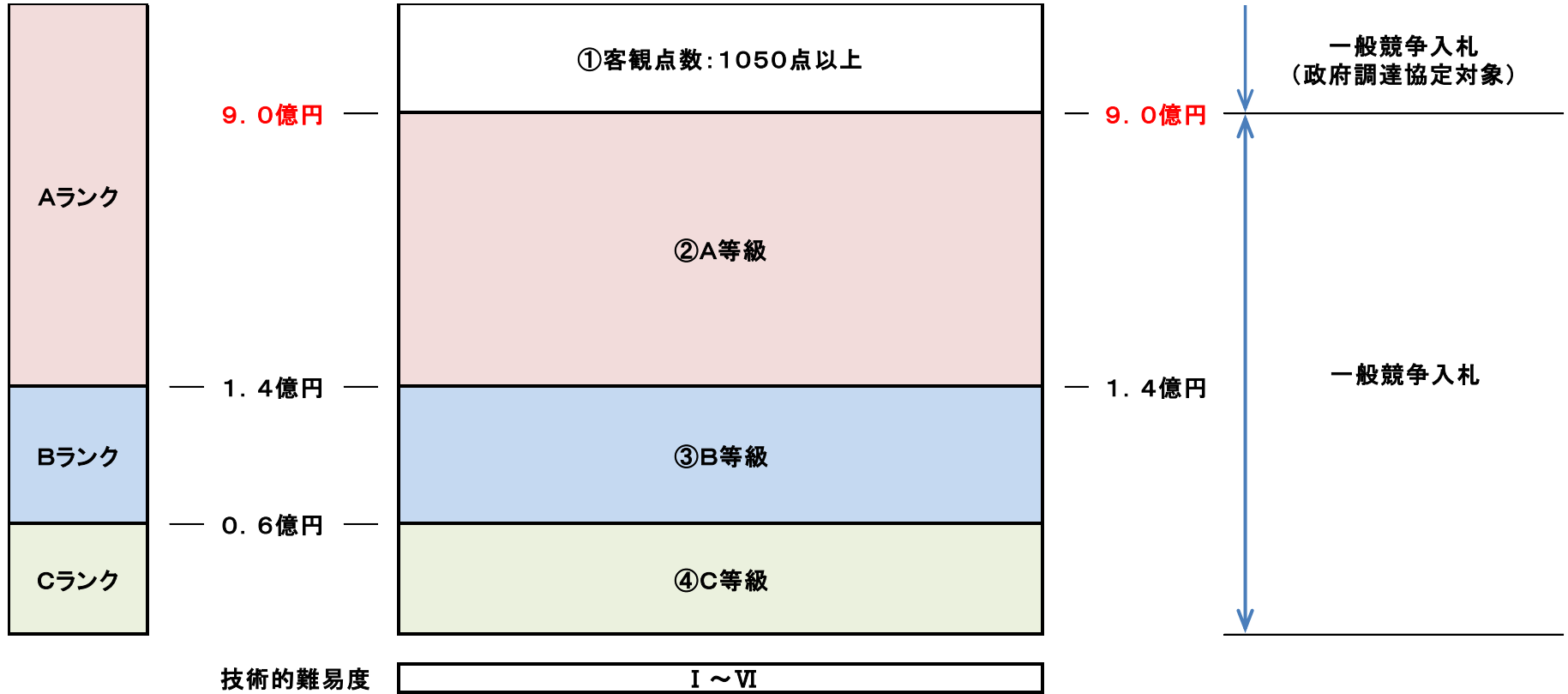
※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

《見直し》

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

＜空港等舗装工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

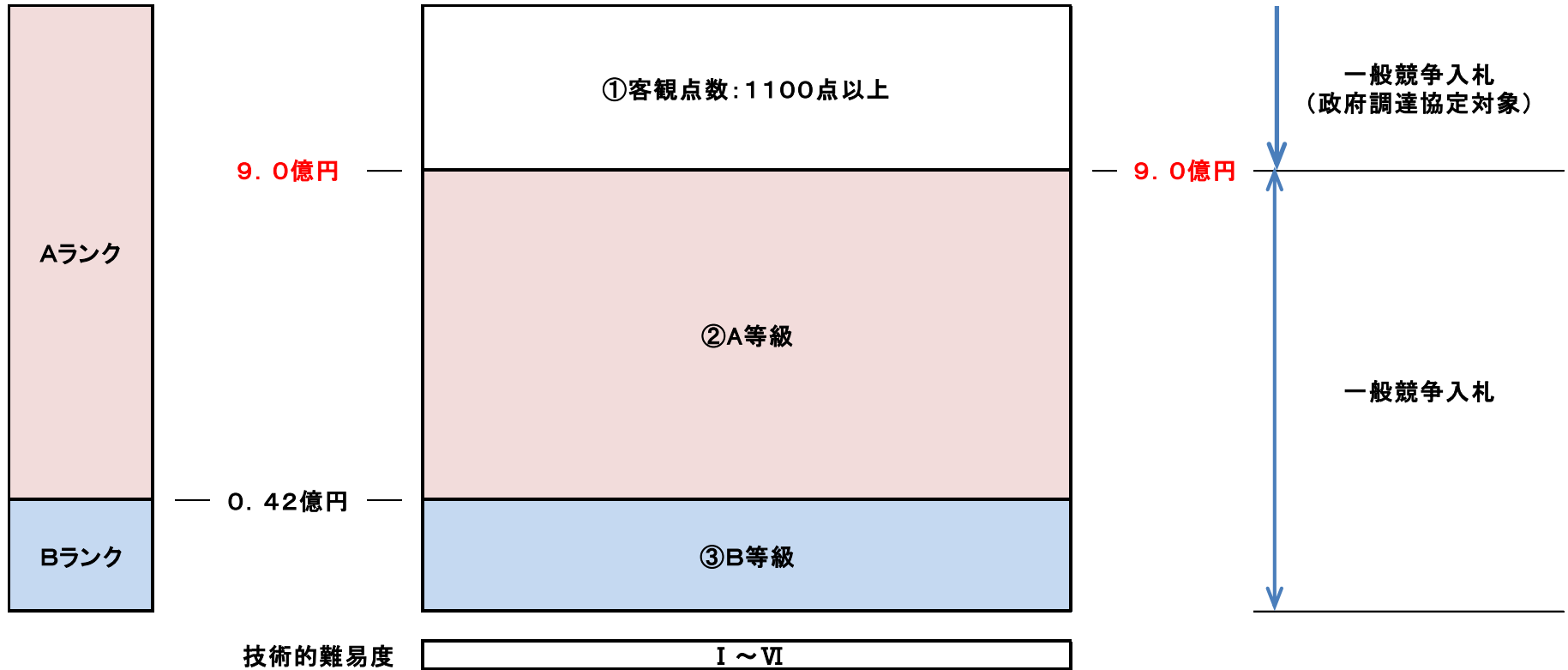
- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。
 ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
 ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

《見直し》

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

＜港湾等鋼構造物工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

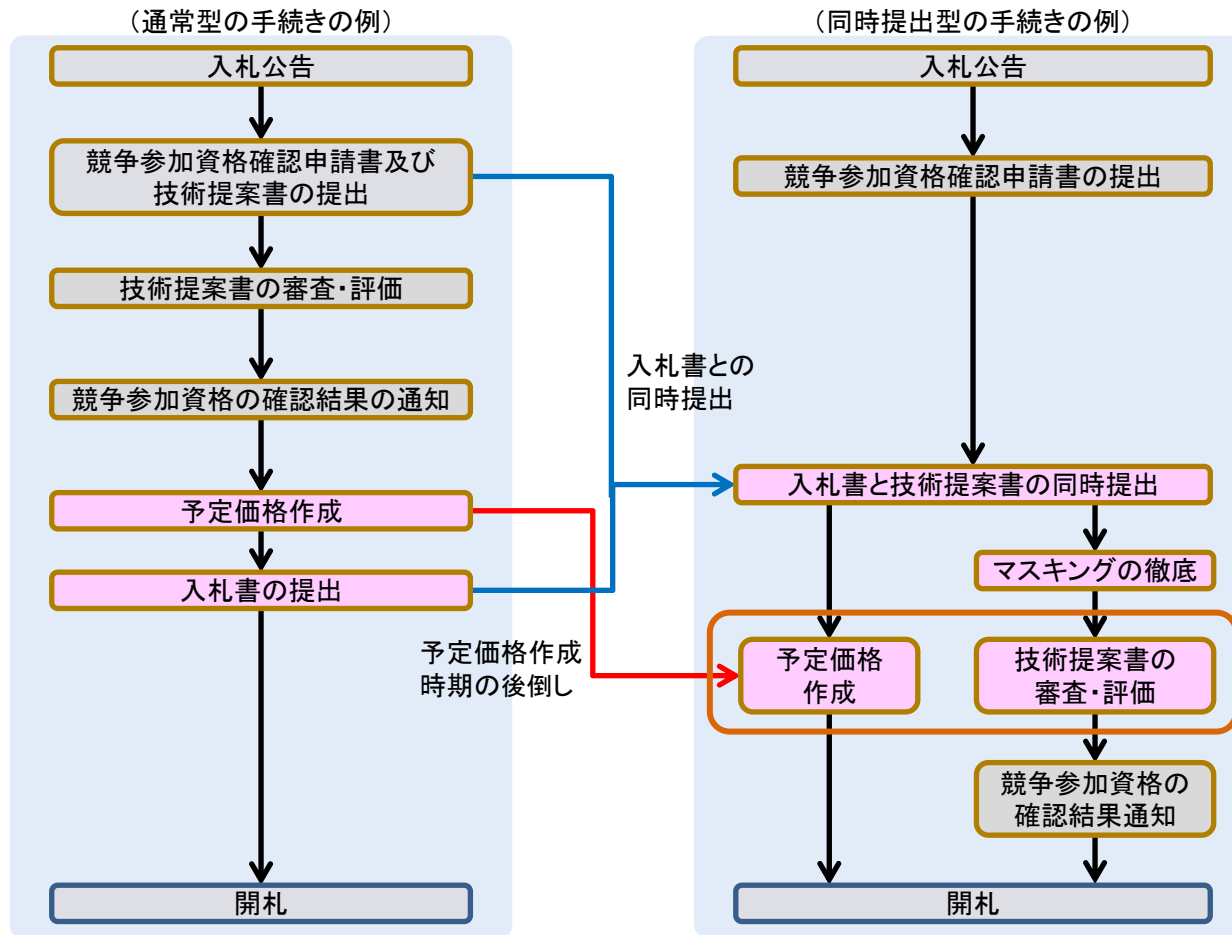
- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②: 関東管内に本店・支店・営業所
- ③: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

3 一般競争入札(同時提出型)の実施

○施工能力評価型における一般土木(予定価格7千万円以上3.4億円未満)を対象に、予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度の実施。



4 ダンピング受注対策

	R7年度	R8年度～	
	関東地方整備局	関東地方整備局	本省
低入札調査制度	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)
低入札調査制度 (特別重点調査) [試行]	6千万円以上 (原則全工事種別、一般競争) (港湾空港関係は、1千万円以上 全工事種別) 6千万円未満は試行	1千万円以上 (原則全工事種別)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は試行
施工体制確認型 総合評価落札方式 [試行]	1千万円以上 (原則全工事種別、一般競争)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は積極的活用
入札ボンド	3.4億円以上 (一般土木、建築) 6.8億円以上 (一般土木、建築以外)	3.4億円以上 (一般土木、建築) 8.1億円以上 (一般土木、建築以外)	3.4億円以上 (一般土木、建築) 8.1億円以上 (一般土木、建築以外)

5 効率的な運用(二極化の取組)

		← 施工能力を評価する		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →				
		施工能力評価型		技術提案評価型				
		企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について、提案を求める工事	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	
提案内容	求めない (実績のみで評価)	施工計画	特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
評価方法	可・不可の二段階で評価		点数化					
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替も可)	必要に応じて実施	必須				
段階選抜	実施しない		必要に応じて実施	必須				
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格には入れない	技術提案に基づき作成			
		II 型	I 型	S 型	SI 型	AIII 型	AII 型	AI 型

6 技術評価点の配点方針

- 1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価及びワークライフバランス関連認定企業の評価とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」のとおりとする。
- 2) このうち、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合は同じことを基本とするが、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とする。(選択)
- 3) 加算点の算出方法は、各評価項目の評価点(素点)の合計点で技術評価する素点計上方式を採用する。
- 4) 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。

＜配点割合＞

■ 施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40《30》※3(30)※4		総合評価対象 3《2》※3(2)※4	総合評価対象 1※5
施工計画	企業の能力等※2 20《20》※3(15)※4	技術者の能力等 20《10》※3(15)※4	賃上げの実施に関する評価 3《2》※3(2)※4	WLB関連認定企業の評価 1※5

- ※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型I型)。
- ※2 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。
- ※3 《 》の配点は、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とし、《 》内の点数とする。
- ※4 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。
- ※5 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

■ 技術提案評価型 S型

(WTO以外)	総合評価対象 60(50)※1			総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1※3
	段階的選抜対象 30(20or30)※1				
技術提案 30(30or20)※1	企業の能力等 15(10or15)※1	技術者の能力等 15(10or15)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1※3	
(WTO対象)	総合評価対象 60(50)※1※4	段階的選抜対象 30		総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1※3
技術提案 60(50)※1※4	企業の能力等※2 15	技術者の能力等※2 15	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1※3	

- ※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
- ※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。
- ※3 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点
- ※4 技術提案評価S I型は、技術提案60点配点の中で評価を行う。

■ 技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1※4
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1※4

- ※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
- ※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。
- ※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。
- ※4 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

6 技術評価点の配点方針 【港湾空港関係】

《継続》

1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価及びワークライフバランス関連認定企業の評価とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」とおとしする。

<配点割合>

■ 施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40(30) ^{※2}		総合評価対象 3(2) ^{※2}
施工計画 ^{※1}	企業の能力等 20(15) ^{※2}	技術者の能力等 20(15) ^{※2}	賃上げの実施に関する評価 3(2) ^{※2}

※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型I型)。
 ※2 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。

■ 技術提案評価型 S型

(WTO以外)	総合評価対象 60(40) ^{※1}			総合評価対象 4(3) ^{※1}
	段階的選抜対象 30(20) ^{※1}			
	技術提案 30(20) ^{※1}	企業の能力等 15(10) ^{※1}	技術者の能力等 15(10) ^{※1}	賃上げの実施に関する評価 4(3) ^{※1}
(WTO対象)	総合評価対象 60	段階的選抜対象 ^{※2} 30		総合評価対象 4
(段階選抜を行う場合)	技術提案 60	企業の能力等 15	技術者の能力等 15	賃上げの実施に関する評価 4
(WTO対象)	総合評価対象 60	総合評価対象 4	総合評価対象 1	
(段階選抜を行わない場合)	技術提案 60	賃上げの実施に関する評価 4	WLB関連認定企業の評価 1	

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
 ※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

■ 技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50) ^{※1}	段階的選抜対象 ^{※3} 40or60			総合評価対象 4(3) ^{※1}
技術提案 70(50) ^{※1}	簡易な技術提案 ^{※2} 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3) ^{※1}

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
 ※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。
 ※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。

《継続》

◎: 必須 ○: 選択

【施工能力評価型 I 型・II 型】

項目	細目	評価項目例	【標準タイプ】						【地域密着工事型】					
			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。または、関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。 ※必要に応じて配置予定技術者のヒアリング	可・不可(欠格)			◎			可・不可(欠格)			◎		
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	5	◎	5	◎	2	○	2	○				
		②工事成績 ・当該工事種別での過去3年間の工事成績評価の平均点(関東地整発注) ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評価(同一機関:2件)の平均点(都県・政令市発注) ^{※1} (※国成績を有している企業は、国の成績で評価)	6	◎	6	◎	3	◎	3	◎				
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合) 当該工事種別のみ適用とし、適用期間は審査基準日の月から過去1年間(事故減点は原則適用外)	0~5	◎	0~5	◎	0~5	◎	0~5	◎				
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 ・全ての工事種別を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去1年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1} ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注)	3	◎	3	◎	2	◎	2	◎				
		⑤事故及び不誠実な行為	0~12	◎	0~12	◎	0~12	◎	0~12	◎				
	⑥地域精通度(近隣地域での施工実績) 過去10年間の施工実績	20	◎	20	◎	20	◎	20	◎	20	◎			
	⑦地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地											2	◎	2
⑧地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定	2											◎	2	◎
⑨地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎						
自由設定項目	⑩自由設定項目	6	○	6	○	5 or 7	○	5 or 7	○					
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績 ※2 ①3段階評価時:6点 ②2段階評価時:3点のどちらか選択可能	6 《3》	◎	6 《3》	◎	6 《3》	◎	6 《3》	◎				
		②同種工事の工事実績(資格要件で求めた実績) ・過去8年間の施工実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注) ・対象の都県・政令市発注工事の過去4年間の施工実績(都県・政令市発注) ^{※1} ※2 ①で①3段階評価時の場合:6点 ②2段階評価時の場合:3点	6 《3》	◎	6 《3》	◎	6 《3》	◎	6 《3》	◎				
		③優秀工事技術者表彰 ・過去4年間で表彰(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去4年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1} ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点	4 《2》	◎	4 《2》	◎	4 《2》	◎	4 《2》	◎				
	自由設定項目	④自由設定項目 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点	4 《2》	○	4 《2》	○	4 《2》	○	4 《2》	○				
小計			40 《30》		40 《30》		40 《30》		40 《30》					
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		3《2》											
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-4《-3》											
⑤ワークライフバランス関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		1《1》※3											
合計			44 《33》		44 《33》		44 《33》		44 《33》					

※1 都県・政令市発注工事の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。
 ※2 「配置予定技術者の能力」①同種工事の工事経験において2段階評価とした時は《 》の配点とする。(選択)
 ※3 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

◎：必須 ○：選択

7 評価配点

【技術提案評価型S型】

項目	細目	評価項目例	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)			
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択	
①技術提案	施工計画		30	30 (15)	◎ 原則1項目 (工事内容により 2項目設定)	30	30 (15)	○ 原則1項目 (工事内容により 省略又は2項目 を設定)	
	VE提案等の 技術提案			()は2項目設定 した場合	(工事内容により 2項目設定)		30 (60)	30 (60)	◎ 1項目必須
	工事全般の 施工計画						(VE提案を省略した場 合は()とする)	(VE提案を省略した場 合は()とする)	
	ヒアリング ※必要に応じて実施						※		○
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	15	4	◎	60	60 (60)		
		②工事実績 当該工種での過去3年間の工事実績評価の平均点(関東地整発注)		4	◎				
		③工事実績(評価減点)(65点未満の場合) 当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。 事故減点は原則適用外		0~5	◎				
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 全ての工種を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注) ○国土技術開発賞の受賞 過去3年間の国土技術開発賞(最優秀賞、優秀賞、特別賞)の受賞の有無		2	◎				
		⑤事故及び不誠実な行為		0~12	◎				
	⑥自由設定項目	5		○					
③配置予定技術者の 技術力	配置予定 技術者の能力	⑦同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	4	◎	60	60 (60)		
		⑧同種工事の工事実績(資格要件で求めた実績) 過去8年間の実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合開発局発注)		4	◎				
		⑨優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注) ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		3	◎				
	⑩自由設定項目	4		○					
		小計		60			60 (60)		
④賃上げの実施に 関する評価	賃上げの実施を表明した企業等						4 (4)		
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)						-5 (-5)		
⑤ワークライフ バランス関連認定 企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている						1 (1) ※		
		合計		65			65 (65)		

※ 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

《継続》

【フレームワークモデル工事、公募型指名競争】(試行)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	フレームワークモデル工事 公募型指名競争		
			満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な施工計画				
②企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10	4	○
	地域精通度 地域貢献度	①地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地		2	◎
		②地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定		2	◎
		③地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績		4	○
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2	◎
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力				
	自由設定項目				
小計			10		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		1		
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-2		
⑤ワークライフバランス 関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		0.5		
合計			11.5		

7 評価配点(自由設定項目)

★:R8重点施策項目

企業の技術力

自由設定項目【最大6点(地域密着型は5点 or 7点)】

- ①工事成績優秀企業認定
- ②優良下請表彰企業の活用
- ③ICT施工技術の活用(「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」)
※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、必須項目
- ④ICT施工Stage IIの実施
※「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工(修繕工)」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、選択不可
- ⑤ISO認証取得状況
- ★⑥難工事施工実績【必須】
 - ⑦難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰等
 - ⑧インフラDX大賞【最大2点】
 - ⑨登録基幹技能者等の活用
 - ⑩災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定
- ★⑪若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用及び資格【最大2点】
 - ⑫熟練技術者の活用
 - ⑬「労務費見積み尊重宣言」促進モデル工事(段階的選抜方式(一般土木A等級)で必須)
 - ⑭本発注工事の工事種別における新規契約の有無
 - ⑮その他自由項目
※⑧、⑪の配点は最大2点とし、それ以外の項目の配点は1点とする。

技術者の技術力

自由設定項目【最大4点《最大2点》※】 ※「配置予定技術者の能力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時

- ①資格(As舗装工事は、必須項目)
- ②過去の同種工事の工事経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④難工事施工実績
- ⑤難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等
- ⑥高度マネジメント経験(段階的選抜方式で選択)
- ⑦40歳以下または女性の主任(監理)技術者の配置
- ⑧その他自由項目
※各項目の配点は1点とする。

《継続》

7 評価配点

港湾空港関係【施工能力評価型 I 型・II 型】

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	施工能力評価 I 型			施工能力評価 II 型			施工計画重視型			チャレンジ型		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
①施工計画	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	可・不可(欠格)			◎								
	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見							20	20	◎	20	20	◎
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績	20	5	◎	20	5	◎	10	2.5	◎	5~7	2.7	◎
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績があれば評価(ブロック製作工事)		5	◎		5	◎		2.5	◎		2.7	◎
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績		5.5	◎		5.5	◎		2.7	◎		2.8	◎
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績があれば評価(ブロック製作工事)		5.5	◎		5.5	◎		2.7	◎		2.8	◎
		②工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		6	◎		6	◎		3	◎			
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0~5	◎		0~5	◎		0~5	◎			
		④優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 インフラDX大賞(国土交通大臣表彰等)の有無		3	◎		3	◎		1	◎			
		⑤安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)												
		⑥事故及び不誠実な行為		0~12	◎		0~12	◎		0~12	◎		0~12	◎
	⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級の場合必須	1		◎	1		◎	0.5		◎	0.3		◎	
⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級以外の場合必須	0.5	◎	0.5	◎	0.3	◎	0.2	◎						
⑧自由設定項目 I	1~5	○	1~5	○	0~3	○	0~3	○						
地域精通度・貢献度	⑨自由設定項目 II	0~4	○	0~4	○	0~3	○	0~4	○					
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	20	7	◎	20	7	◎	10	3	◎	3~5	3	◎
		①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験があれば評価(ブロック製作工事) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績		7	◎		7	◎		3	◎		3	◎
		②同種工事の工事成績 (資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		7	◎		7	◎		4	◎			
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		4	◎		4	◎		1	◎			
		④自由設定項目 III		2	○		2	○		2	○		2	○
小計			40			40			40			30		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等					3						2		
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)					-4						-3		
合計			43			43			43			32		

港湾空港関係【技術提案評価型S型】

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	技術提案評価S型(WTO以外)			チャレンジ型			技術提案評価S型(WTO)						
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択				
①技術提案	施工計画	特定項目、課題等に対する技術的所見	30	30(15) ()は2項目設定した場合	○ 原則1項目	40 (30)	40(30) ()は1項目設定した場合	◎	60	20~60	◎				
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等々の技術的所見			○ 原則1項目										
	VE提案等の技術提案	個別VEテーマの施工計画													
	ヒアリング ※必要に応じて実施	配置予定技術者へのヒアリング		○		○		○							
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績	15	2	◎	5	2.7	◎							
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績										3.2	◎	2.9	◎
		②工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点										3.6	◎		
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)										4	◎		
		④優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 インフラDX大賞(国土交通大臣表彰等)の有無										0~5	◎		
		⑤安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)										2	◎		
		⑥事故及び不誠実な行為										0~12	◎	0~12	◎
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級の場合必須										0.8	◎	0.3	◎
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級以外の場合必須										0.4	◎	0.1	◎
	⑧自由設定項目 I	0~5										○	2	○	
地域精通度・貢献度	⑨自由設定項目 II	0~5	○												
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	5	◎	5	4	◎							
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点										5	◎		
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績										3	◎		
		④自由設定項目 III										2	○	1	○
小計			60			50(40)		60							
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		4			3		4							
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-5			-4		-5							
⑤ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づき認定を受けている							1							
合計			64			53(43)		65							

7 評価配点(自由設定項目)

港湾空港関係

企業の技術力

自由設定項目Ⅰ(「企業の施工能力」において最大5点)

- ①当該工事に使用する作業船舶の保有状況
- ② ISO認証取得状況
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
- ④登録海上起重基幹技能者の活用
- ⑤建設マスター、建設ジュニアマスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)の活用
- ⑥ ICT活用工事(ICT活用計画)
- ⑦ 配置予定現場従事者(潜水作業管理者)の資格の有無
- ⑧WLB関連認定企業の評価(港湾土木工事A等級に限る(技術提案評価S型WTO除く))

自由設定項目Ⅱ(「地域精通度・貢献度」において最大5点)

- ①東京湾再生推進のための環境活動状況
- ②災害時の事業継続力の認定状況
- ③災害協定締結の有無
- ④ボランティア活動による地域貢献の実績
- ⑤地元企業活用状況
- ⑥地元資材活用状況
- ⑦施工都県内における本店(支店)所在の有無
- ⑧災害時に必要となる作業船舶の保有
- ⑨地元作業船舶の活用(技術提案評価型S型、技術提案評価型S I型、施工能力評価型 I型を対象)
- ⑩一次下請予定企業の下請としての表彰実績
- ⑪地元中小企業事業者が構成員として参加

技術者の技術力

自由設定項目Ⅲ(最大2点)

- ①資格(海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者・海洋・港湾構造物設計士)
- ②同種工事の役職経験(過去4年度の役職経験)
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④配置予定技術者の当該エリアにおける工事实績(技術提案評価型S型を対象)
- ⑤若手・女性技術者奨励賞

8 入札・契約における取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度実施方針
入札・契約制度	担い手の育成・確保	監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 交代時期以降は育成技術者に交代することができる。 	継続
	受発注者双方の事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。 	継続
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。 	継続
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。 	継続
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。 	継続
		参加表明段階で技術者の資料を求めない方式 (令和7年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。 	継続
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	継続
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	継続
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 評価方式を「企業実績評価型」「営繕評価型」「自治体実績チャレンジⅡ型」の3方式に見直し。 	見直し
	迅速で的確な維持工事の実施体制の確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	継続

8. ① 監理技術者育成交代モデル工事(担い手の確保・育成)

【目的】

豊富な工事経験のある技術者(以下、「主任(監理)技術者」という。)が、入札参加資格要件で求めた同種工事を施工中に、同種工事経験の無い技術者(以下、「育成技術者」という。)を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保するとともに、良好な品質の社会資本を持続的に社会に供給できる体制を確保する。

【概要】

主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者を配置できるものとし、施工上一定の区切りとみなせる時期以降においては、育成技術者に交代することができる。

【対象工事】

「一般土木工事」「鋼橋上部工事」「プレストレスト・コンクリート工事」を対象

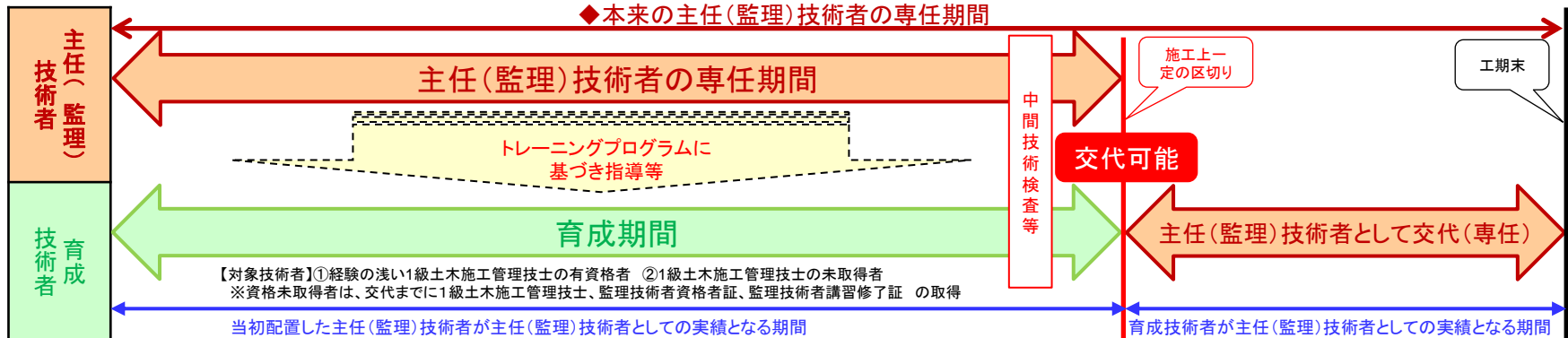
【対象技術者】

①経験の浅い1級土木施工管理技士の有資格者 ②1級土木施工管理技士の未取得者

【技術者交代要件】(詳細時期は監督職員と協議して決定)

- ・主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者として当該工事に従事(育成期間)。
- ・交代までに、1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得。
- ・技術力を習得するために育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載。
- ・交代する前に中間技術検査、既済部分検査又は完済部分検査(以下、中間技術検査等)を実施。

※監督職員は育成期間中に、検査官は中間技術検査等においてトレーニングプログラムの実施状況を確認。



※当初配置した主任(監理)技術者と育成技術者共に、主任(監理)技術者として従事した期間は、主任(監理)技術者としての実績となる。

8. ②段階的選抜方式(受発注者双方の事務負担軽減)

【概要】

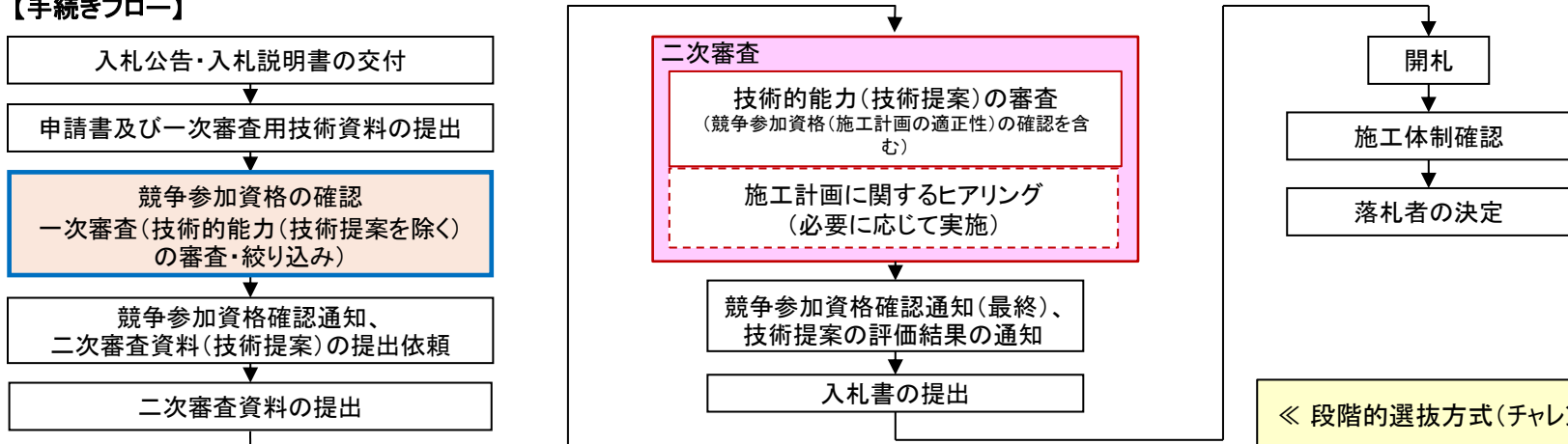
受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。これにより一次審査で選抜されなかった参加者は、配置予定技術者の拘束時間の短縮につながる。

【対象工事】 ○工事種別:全工事種別

○技術提案評価型S型、A型

(競争参加者が多く見込まれる工事。なお、高度な技術力を求める工事においては、技術提案による評価を行うことが望ましいことから、採用しないものとする。)

【手続きフロー】



《段階的選抜方式(チャレンジ枠)【試行】》

○上位15者(上位から15者目の評価点と同等の者が複数いる場合は、その全ての者を含む)

【配点表】

評価項目	WTO以外				WTO	
	通常方式	段階選抜方式		通常方式	段階選抜方式	
		一次審査	二次審査		一次審査	二次審査
企業の技術力	15点	15点		15点		
配置予定技術者の技術力	15点	15点		15点		
技術提案	30点		30点	60点		60点
質上げの実施に関する評価		4点			4点	
ワーク・ライフ・バランス 関連認定企業の評価		1点			1点	
評価値算定における加算点 (技術評価点)	65点		65点	65点		65点

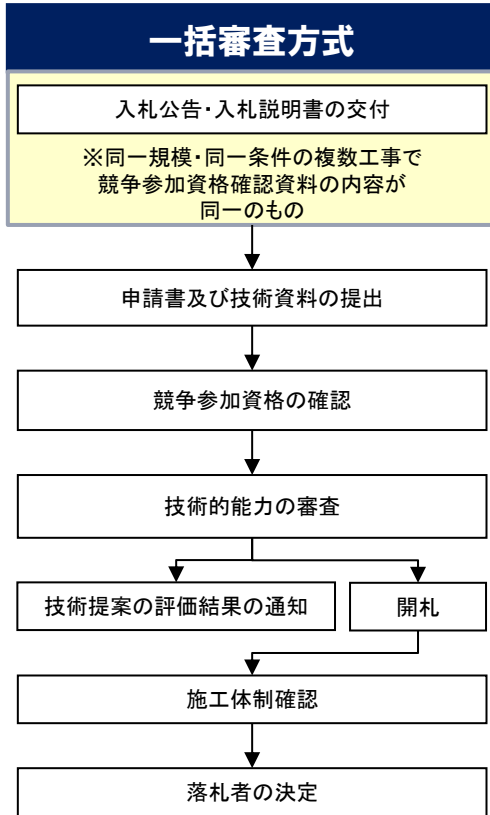
【選抜者数の基本的な考え方】

一括審査の適用	一次審査による選抜者数
なし	5~10者
あり	10~15者

8. ③一括審査方式(受発注者双方の事務負担軽減)

【概要】

受発注者双方の事務負担の低減を図るため、同一時期に調達を行う「同一規模」、「同一条件」の複数工事について、競争参加資格確認資料の内容を同一のものとし、あらかじめ定めた順番で開札して落札者を決定する。
なお、申請できる配置予定技術者は1名とする。



【適用条件】

以下の条件をすべて(施工能力評価型Ⅱ型※では①～⑥まで)満たす2以上の工事とする。なお、適用にあたっては、競争性の確保に十分留意が必要。

- ①支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官)が同一の工事
- ②工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ③業種区分及び等級が同じ工事
- ④施工地域が近接する工事(①が同じ地域内とする)
- ⑤入札契約手続きのスケジュールを同一に行うこととしている工事
- ⑥複数の競争参加者が見込まれる工事
- ⑦施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑧工事技術的難易度評価表の大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

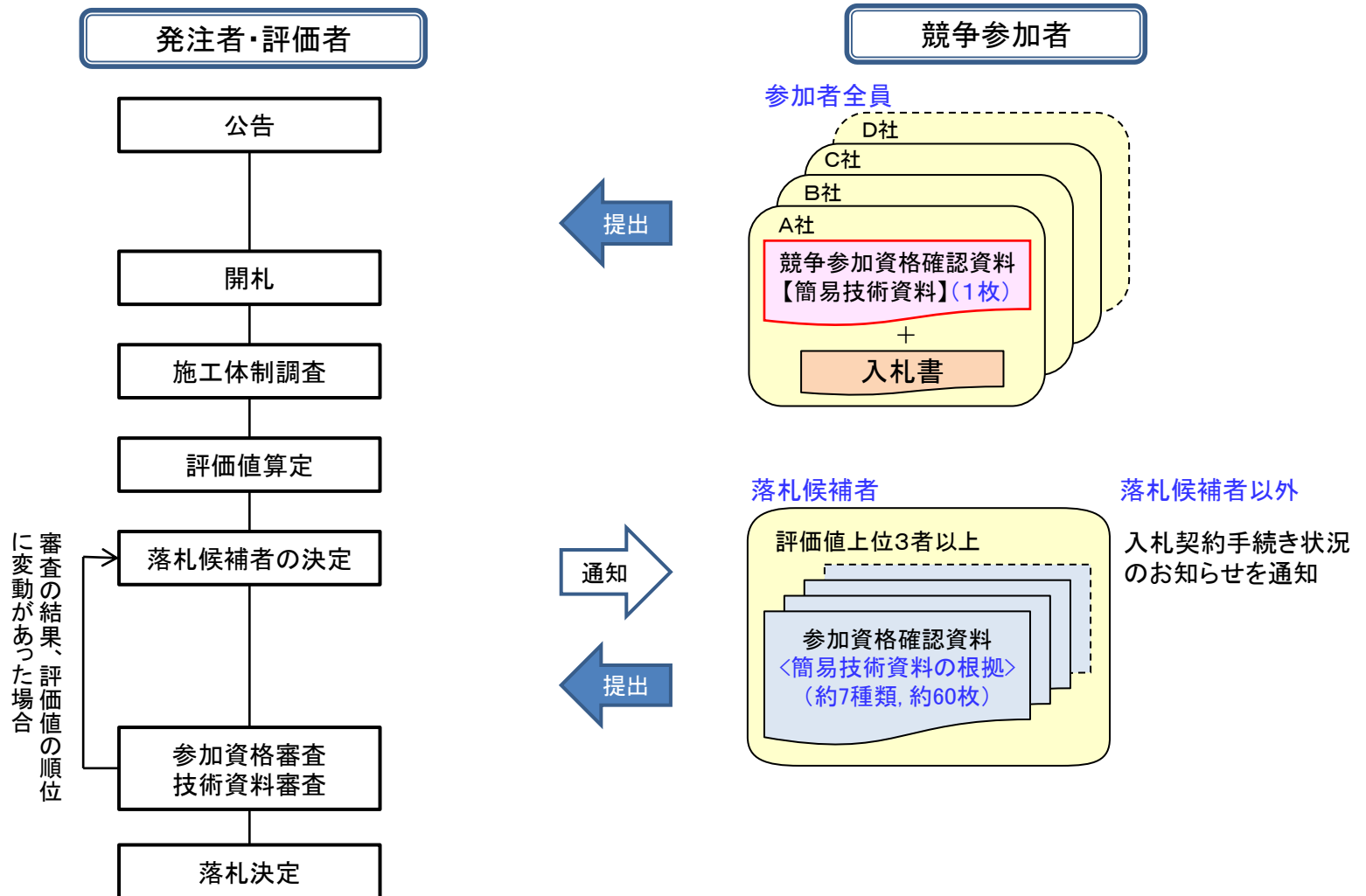
※施工能力評価型Ⅱ型での適用

- ・施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ)及びロ)の条件(港湾空港関係においてはロ)の条件)を満たすことから、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施する工事において適用可。
 - イ)1件につき予定価格が3億円未満の工事
 - ロ)施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

8. ④簡易確認型(受発注者双方の事務負担軽減)

【概要】

入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。



8. ⑤技術提案簡易評価型(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

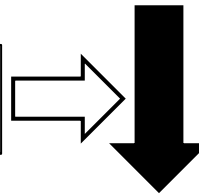
受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。

【対象工事】 ○技術提案評価型S型

【入札説明書】

- 提案項目数※は、5項目提案するものとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から5の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)を負うものとする。なお、5項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則5項目とする。

～改正品確法第15条第2項～
技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。



- 提案項目数※は、3項目提案するものとし、記載の順に1から3までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から3の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)を負うものとする。なお、3項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則3項目とする。

8. ⑥参加表明段階で技術者の資料を求めない方式(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】
配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。

【対象工事】 ○技術提案評価型S型(WTO)(段階的選抜方式を除く)

【手続きフロー】



8. ⑦ 余裕期間制度（施工時期の平準化、不調・不落対策）

【概要】

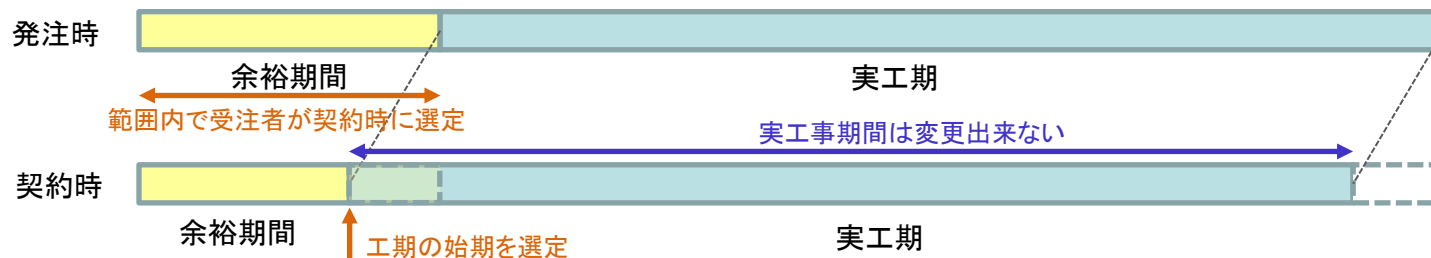
受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。（契約毎に6ヶ月を越えない範囲）※令和元年11月より見直し
余裕期間内は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

■ 余裕期間制度

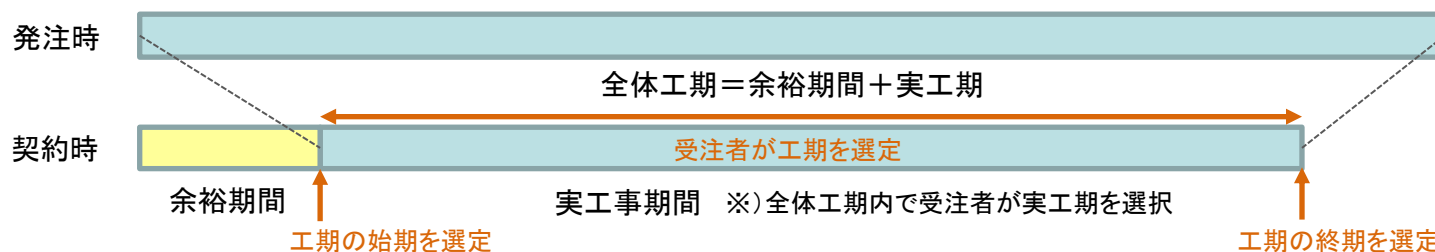
① 「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



② 「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



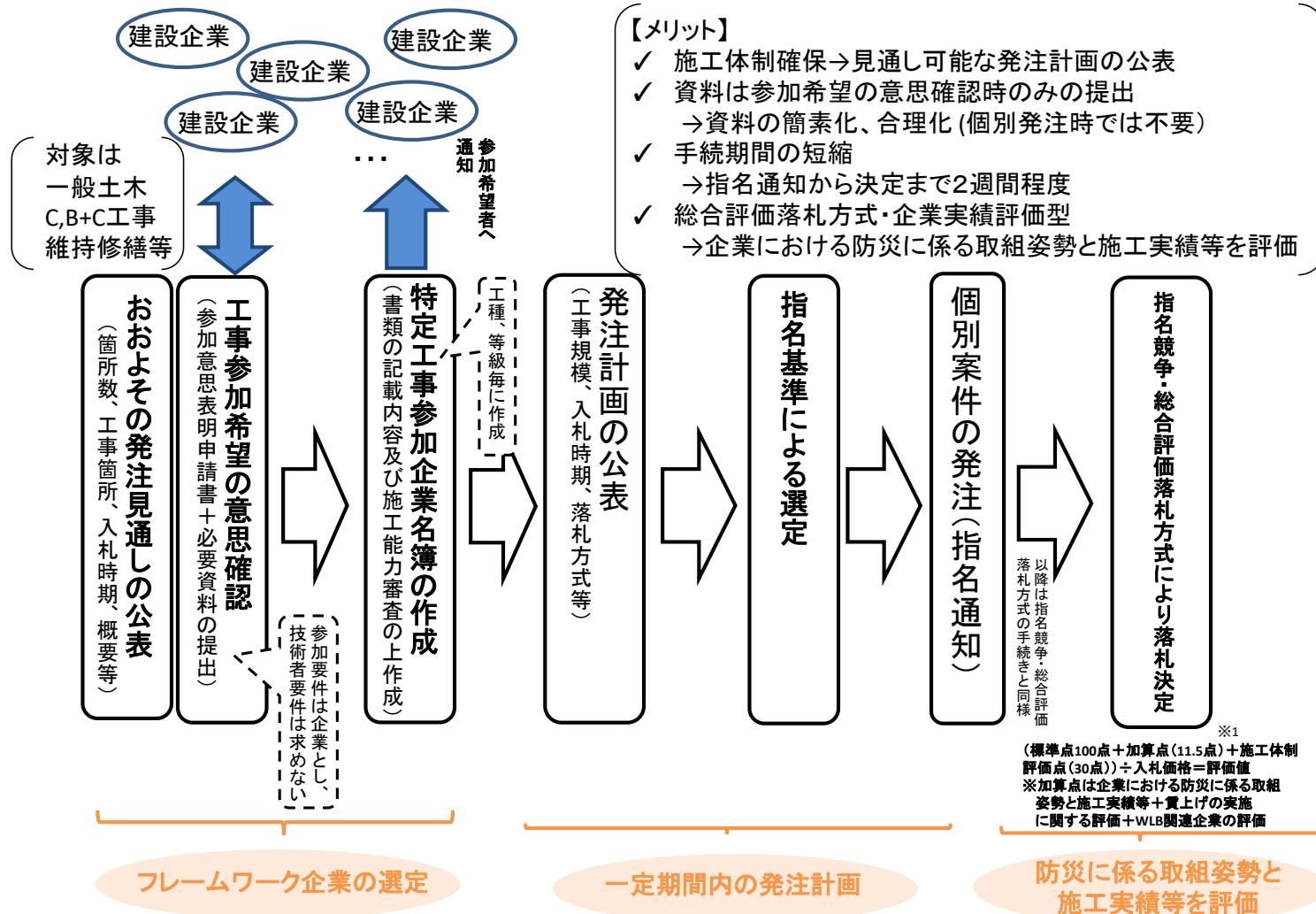
③ 「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



8. ⑧フレームワークモデル工事（施工時期の平準化、不調・不落対策）

【概要】

該当する複数の工事について予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加候補者名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式。



8. ⑨公募型指名競争入札方式(不調・不落対策)

【概要】

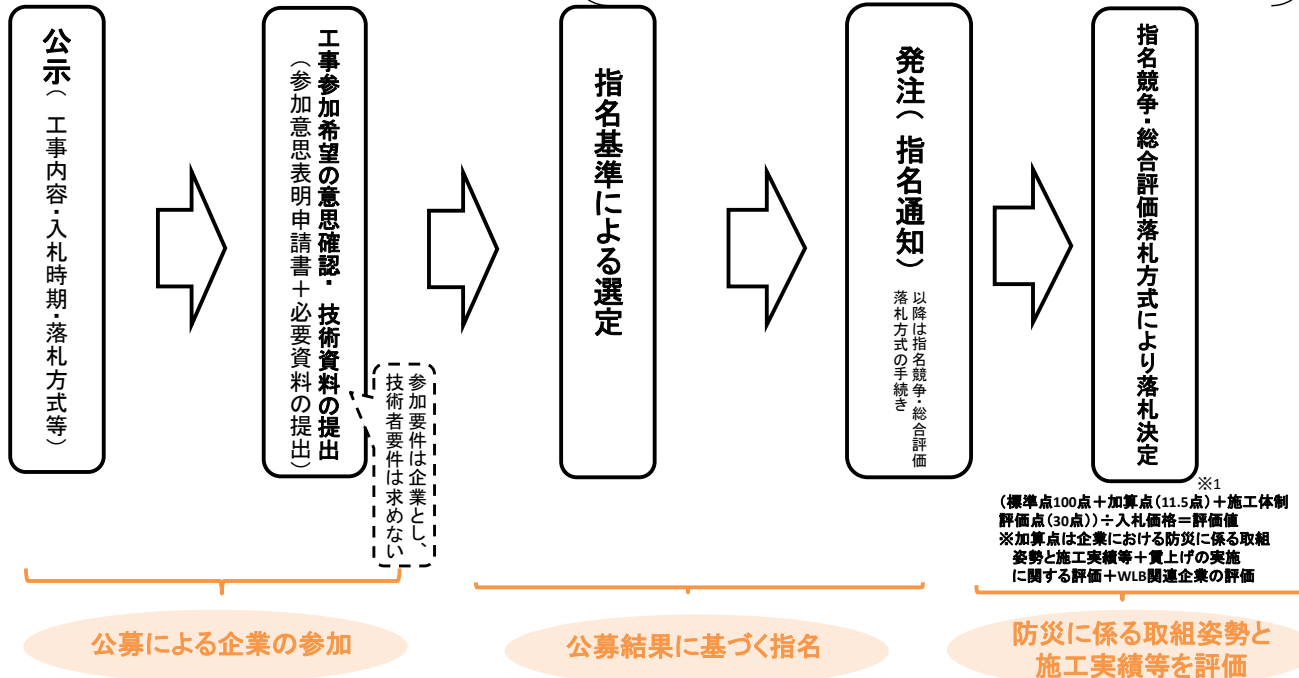
対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する方式

【メリット】

- ✓ 施工体制確保→発注工事の公募
- ✓ 資料は参加希望の意思確認時のみの提出
→資料の簡素化、合理化(個別発注時では不要)
- ✓ 手続期間の短縮
→指名通知から決定まで2週間程度

【総合評価方式】

- ・企業実績評価型
→企業における防災に係る取組姿勢と施工実績等を評価
- ・営繕評価型
→営繕関係の工事において採用
- ・自治体実績チャレンジⅡ型
→技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種において採用可とする。



9 総合評価における取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度実施方針
総合評価 落札方式	担い手(企業)の確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	継続
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和7年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業の新規参入を促すことを目的として、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価し、また企業の技術力のみを評価する方式。	継続
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を3段階で評価。	継続
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	継続
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	継続
	担い手(技術者)の育成・確保	若手技術者・女性技術者活用評価型 (平成25年度～)	・35歳以下の若手技術者または女性技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	継続
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	継続
		特定専門工事審査型 (平成20年度～)	・特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工)において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。	継続
	不調・不落対策	企業実績評価型 (令和5年度～)	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式(公募型競争入札方式に適用)。	継続
		営繕評価型 (令和8年度～)	・営繕関係工事では不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための方式。(公募型指名競争入札方式・営繕工事に適用)	新規
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和8年度～)	・技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種(一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修)において、自治体実績チャレンジⅡ型の評価を適用。	公募型競争入札方式に追加適用
	生産性向上、技術力の向上	新技術導入促進型(Ⅰ型) 施工能力評価型 (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅰ):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS登録技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
		新技術導入促進型(Ⅰ型) 技術提案評価型 (平成29年度～)		継続
		新技術導入促進型(Ⅱ型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅱ):発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
		技術提案評価SⅠ型 (令和7年度～)	・工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。	継続

9. ①自治体実績チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

- 【目的】**
1. 国の工事成績を持たない地元企業の競争参加を促す方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】**
1. 工事成績の評価 : 「企業」及び「技術者」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
 2. 表彰の評価 : 「企業」の優良工事表彰及び「技術者」の優秀工事技術者表彰において、国表彰と都県・政令指定都市の表彰を同等に評価
 3. 地域貢献度の評価: 「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

- 【対象工事】** ○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【配点表】

◎:必須 ○:選択

	評価項目	評価点	選択	
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	
	工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	6点	◎	
	優良工事表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	5点	◎	
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎	
	地域精進度・ 地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無※1	2点	◎
④災害活動実績の有無※2		2点	◎	
	⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎	
計		30点		

	評価項目	評価点	選択
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	3点	◎
	同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	3点	◎
	優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	2点	◎
	自由設定項目	①資格 ②過去の同種工事経験 ③CPD取組状況 ④自由項目	2点
計		10点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

9. ②自治体実績チャレンジⅡ型(担い手の中長期的な育成・確保)

- 【目的】
1. 国の工事成績を持たない地元企業の競争参加を促すため、よりメリハリを付けた方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】
1. 企業の技術力のみを評価
 2. 工事成績の評価 : 「企業」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
 3. 地域貢献度の評価 : 「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

- 【対象工事】 ○工事種別 : 一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模 : 分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【適用契約方式】 ○一般競争入札方式のほか、公募型指名競争入札においても適用可。

【配点表】

		評価項目	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	3点	◎
		工事成績(都県・政令市の成績も評価)	3点	◎
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無 ^{※1}	2点	◎
		④災害活動実績の有無 ^{※2}	2点	◎
		⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎
計			20点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

9. ③技術提案チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

【目的】 地方整備局発注工事の受注実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式

【概要】 工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め、「施工上配慮すべき事項」を評価

○評価項目：技術提案(簡易な施工計画)(3段階評価:Ⅲ(16)、Ⅱ(8)、Ⅰ(0)、欠格)
 Ⅲ(16):適切かつ具体的な施工計画である。Ⅱ(8):適切かつ具体的と標準的な施工計画の中間の施工計画である。
 Ⅰ(0):標準的な施工計画である。欠格:関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案であるもの。
 ・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け評価。
 ・「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」を評価対象とする。
 ・「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

○評価方法：提案項目は3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全て ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)

【配点表】

項目	細目	評価項目例	評価点
①技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	16点
	手持ち工事量	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点
②企業の技術力	—	—	—
③配置予定技術者の技術力	—	—	—
計			20点

9. ④地域防災担い手確保型(災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮)

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式

【概要】 「企業の技術力」の「地域精通度・地域貢献度」の加点評価の割合が大きい。
 災害協定に基づく活動実績の状況を踏まえ、以下の評価配点パターンを選択

- ・災害活動実績で最大9点(3件までの実績を評価)の配点
- ・同種工事の施工実績、近隣地域の施工実績、災害活動実績について各最大3点の配点

【対象工事】

- 工事種別：全て
- 工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
- 災害活動実績の状況を踏まえ、評価項目、配点を設定

【配点表】

項目	細目	評価項目	満点	災害活動実績が多い場合	災害活動実績が少ない場合	選択
				評価点	評価点	
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	近隣地域の施工実績	20点	-	3点	○
		緊急時の施工体制		3点	3点	◎
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無		3点	3点	◎
		災害協定の有無		4点	4点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		9点 (3件まで加点可能)	3点	◎
	企業の施工能力	同種工事の施工実績		-	3点	○
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無		1点	1点	◎
合計			20点			

【目的】 地域インフラを支える担い手としての企業を確保するための方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
 2. 地域精通度、地域貢献度の評価を必須とする。
 3. 自由設定項目については、本試行では技術者の評価を行わないことから、重点施策項目である若手・女性技術者の活用のほかは、純技術的な項目とする

【対象工事】 ○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修
 ○工事規模：分任官工事のうち、原則2億円以下の工事
 ○施工能力評価型Ⅱ型
 ○難易度がそれほど高くない（Ⅱ（やや難）以下）工事を対象

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	7点	2点	◎
		工事成績(都県・政令市の成績も評価可能)		3点	◎
		優良工事表彰等		2点	◎
	地域精通度・地域貢献度	近隣地域の施工実績	10点	2点	◎
		緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		2点	◎
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無		2点	◎
	自由設定項目	①優良下請企業の活用	3点	3点	○
		②登録基幹技能者の活用			
		③若手技術者または女性技術者の活用及び資格			
	合計			20点	

9. ⑥若手技術者・女性技術者活用評価型(担い手の中長期的な育成・確保)

- 【目的】**
1. 若手技術者および女性技術者の活用を促す方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式
- 【概要】**
1. 若手技術者および女性技術者の活用
 - ：主任（監理）技術者以外に35歳以下の若手技術者または女性技術者を配置及び有資格者※1を評価対象（※1 主任技術者又は監理技術者となりえる国家資格）
 2. 工事成績
 - ：都県・政令指定都市の工事成績※2も評価対象にできる（※2 「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」の4工事種別を対象）
 3. 優良工事表彰の評価
 - ：評価対象としない。
 4. 配置予定技術者の技術力：若手技術者の育成指導を評価
- 【対象工事】** ○工事種別：全て ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) ○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

	評価項目	標準タイプ		地域密着工事型		
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○	
	工事成績	5点	◎	3点	◎	
	若手技術者または女性技術者の活用	3点	◎	3点	◎	
	若手技術者または女性技術者の資格	2点	◎	2点	◎	
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	—	—	2点	◎
		②緊急時の施工体制	—	—	2点	◎
		③災害協定の有無	—	—	2点	◎
		④災害活動実績の有無	—	—	2点	◎
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定	5点	○ (⑤は◎)	2or4点	○ (⑤は◎)
		②優良下請企業の活用				
③ICT施工技術の活用						
④ICT施工StageⅡの実施						
⑤ISO認証取得状況						
⑥難工事施工実績						
⑦難工事功労表彰等						
⑧インフラDX大賞						
⑨登録基幹技能者の活用						
⑩BCPの認定						
⑪熟練技術者の活用						
⑫本発注工事の工事種別における新規契約の有無						
⑬自由項目						
計	20点		20点			

	評価項目	標準タイプ		地域密着工事型	
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	5点 《2点》※1	◎	5点 《2点》※1	◎
	同種工事の工事成績	6点 《3点》※1	◎	6点 《3点》※1	◎
	優秀工事技術者表彰	3点 《2点》※1	◎	3点 《2点》※1	◎
	若手技術者の育成指導	2点 《1点》※1	◎	2点 《1点》※1	◎
	自由設定項目	4点 《2点》※1	○	4点 《2点》※1	○
計		20点 《10点》※1		20点 《10点》※1	

※1 「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

9. ⑦技術者育成型(担い手の中長期的な育成・確保)

【目的】 公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者の育成・確保を図るための方式

【概要】 **【技術提案】** (技術提案評価型S型(WTO))
 ○工事全般の施工計画において「40歳以下の主任(監理)技術者を配置する場合の技術者育成の取り組み」に関する技術提案を求める。
【「配置予定技術者の技術力」の評価に下記評価項目を追加
 1. 40歳以下の主任(監理)技術者の配置の有無【必須】【6点(施工能力評価型I型、II型)】【5点(技術提案評価型S型(WTO以外))】
 40歳以下の主任(監理)技術者を配置する場合に評価
 2. 「継続教育(CPD)の受講履歴及び推奨単位の取得の有無」又は「配置予定技術者の社内研修会等への参加の有無」【必須】【2点】
 「過去1年以内のCPDの受講履歴及び推奨単位以上の取得がある場合」又は「現在所属している会社の社内研修会等に参加したことがある場合」に評価
 3. 本工事における定期的な実務指導の実施の有無【必須】【6点(施工能力評価型I型、II型)】【5点(技術提案評価型S型(WTO以外))】
 本工事に従事する技術者(現場代理人、主任(監理)技術者、担当技術者等)以外の技術者が定期的に「安全管理」、「工程管理」、「品質管理」に関する実務指導を実施する場合に評価

【対象工事】 ○工事種別:一般土木、鋼橋上部、PC工事 ○施工能力評価型I型・II型、技術提案評価型S型

【配点表】 (施工能力評価型I型・II型) (技術提案評価型S型) ◎:必須 ○:選択

評価項目		標準タイプ		地域密着工事型		
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○	
	工事成績	6点	◎	4点	◎	
	優良工事表彰	3点	◎	3点	◎	
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	-	-	2点	◎
		②緊急時の施工体制	-	-	2点	◎
		③災害協定の有無	-	-	2点	◎
		④災害活動実績の有無	-	-	2点	◎
	自由設定項目 (⑩、⑪はいずれかを必須)	①工事成績優秀企業認定	6点	○	3 or 5点	○
		②優良下請企業の活用				
		③ICT施工技術の活用				
④ISO認証取得状況						
⑤ICT施工Stage IIの実施						
⑥難工事施工実績						
⑦難工事功労表彰等						
⑧インフラDX大賞						
⑨登録基幹技能者の活用						
⑩BCPの認定						
⑪若手技術者または女性技術者の活用及び資格						
⑫熟練技術者の活用						
⑬本発注工事の工事種別における新規契約の有無						
⑭自由項目						
計		20点		20点		
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任(監理)技術者の配置	6点	◎	6点	◎	
	CPDの取組状況又は社内研修会等の参加	2点	◎	2点	◎	
	定期的な実務指導の実施	6点	◎	6点	◎	
	自由設定項目	①資格(最大2点まで可)	6点	○	6点	○
		②過去の同種工事経験(最大2点まで可)				
計		20点		20点		

評価項目		S型(WTO以外)		S型(WTO)		
技術提案	施工計画	施工上の課題に対する技術的所見等	30点(15点)	◎原則1項目()は2項目設定した場合		
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて	※	○		
	VE提案等	総合的なコスト縮減等			30点(15点)	◎原則1項目()は2項目設定した場合
	工事全般の施工計画	・施工上配慮すべき事項等の技術的所見 ・技術者育成の取組			30点(60点)	◎左記2項目必須 VE提案は省略した場合は()とする
	ヒアリング	当該工事の理解度・取組姿勢等 ※必要に応じて			※	○
企業の技術力	同種工事の施工実績		4点	◎		
	工事成績		4点	◎		
	優良工事表彰等		2点	◎		
	自由設定項目		5点	○		
	計			15点		
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任(監理)技術者の配置		5点	◎		
	CPDの取組状況又は社内研修会等の参加		2点	◎		
	定期的な実務指導の実施		5点	◎		
	自由設定項目	①資格	3点	○		
		②過去の同種工事経験				
計			15点			
合計			60点		60点	

※ S型(WTO)の段階選抜方式(一般土木)の場合、一次審査の項目設定は、S型(WTO以外)の「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」の評価項目を基本とする。

9. ⑧特定専門工事審査型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事（法面処理工、杭基礎工、地盤改良工）において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。

【概要】

1. 技術提案 : 特定専門工事に係わる技術提案を求める。【15点】
2. 企業の技術力 : 特定専門工事業者の過去15年間の施工実績【2点】
3. 配置予定技術者の技術力 : 特定専門工事業者の配置予定技術者の過去15年間の施工経験【2点】

【対象工事】 ○対象工事：法面処理工、杭基礎工、地盤改良工のいずれかを含む専門工事（特定専門工事）が、工事全体に占める重要度が
高い工事
○技術提案評価型S型（WTO以外）

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

		評価項目	技術提案評価型S型		
技術提案	施工計画	工程管理に係わる技術的所見等	30点	15点	◎
		特定専門工事の技術提案		15点	◎
ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング※必要に応じて実施	※		◎	
企業の技術力	同種工事の施工実績		15点	4点	◎
	工事成績			4点	◎
	優良工事表彰等			2点	◎
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③ICT施工技術の活用 ④ISO認証取得状況 ⑤ICT施工Stage IIの実施 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧インフラDX大賞 ⑨登録基幹技能者の活用 ⑩BCPの認定 ⑪熟練技術者の活用 ⑫特定専門工事業者の施工実績【必須:2点】 ⑬本発注工事の工事種別における新規契約の有無 ⑭自由項目	5点	○	

		評価項目	技術提案評価型S型		
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験		15点	4点	◎
	同種工事の工事成績			4点	◎
	優秀工事技術者表彰			3点	◎
	自由設定項目	①資格 ②過去の同種工事経験 ③CPD取組状況 ④難工事施工実績 ⑤難工事功労表彰等 ⑥特定専門工事業者の配置予定技術者の工事経験【必須:2点】 ④自由項目		合計4点	○
		合計	60点		

9. ⑨企業実績評価型

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等と施工実績を評価する方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
2. 企業の技術力の必須項目3項目および選択項目として「同種工事の施工実績」又は「災害活動実績」を評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全ての工程
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) (指名競争)
○施工能力評価型Ⅱ型

【適用契約方式】 ○フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札において適用。

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

項目	評価項目		満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	○
	地域精通度・地域貢献度	緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		4点	○
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2点	◎
合計			10点		

《新規》

【目的】 営繕に関連する工種において、企業の参入を促すための評価方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
 2. 「同種工事の施工実績」「緊急時の施工体制」「災害時の基礎的事業継続力の認定の有無」「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」を必須評価とする。

【対象工事】 ○工事種別：建築工事、暖冷房衛生設備工事、
 営繕に関連する電気設備工事、機械設備工事、受変電設備工事
 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) (指名競争)
 ○施工能力評価型Ⅱ型

【適用契約方式】 ○公募型指名競争入札において適用。

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

項目	評価項目		満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	◎
	地域精通度・地域貢献度	緊急時の施工体制		2点	◎
		災害時の基礎的事業継続力の認定の有無		2点	◎
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2点	◎
合計			10点		

9. ⑪新技術導入促進型 I 型 (建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上)

《継続》

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階にある新技術 (I 型) を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

【概要】 <施工能力評価型>

- 発注者が指定するテーマに関する実用段階にある新技術を対象に、NETIS登録の新技術を競争参加者が事前に申請。
- 活用すると申請したにも拘わらず、受注者の責により履行されていないと判断された場合は、工事成績評定を3点減点する。

【対象工事】 ○工事種別：全て
○施工能力評価型 I 型、II 型

【配点表】 (施工能力評価型 I 型・II 型)

◎: 必須 ○: 選択

項目	細目	評価項目	施工能力評価型 (標準タイプ)			施工能力評価型 (地域密着工事型)		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
施工計画	簡易な施工計画		可・不可 (欠格) ※施工能力 I 型のみ			可・不可 (欠格) ※施工能力 I 型のみ		
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○		
		工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能) ^{※1}	6点	◎	4点	◎		
		新技術の導入促進 ※発注者が指定するテーマ	3点	◎	3点	◎		
	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績	20点		20点	◎		
		緊急時の施工体制			2点	◎		
		災害協定の有無			2点	◎		
	自由設定項目	自由設定項目	6点	○	3or5点	○		
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	6点 (3点) ^{※2}	◎	6点 (3点) ^{※2}	◎		
		同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能) ^{※1}	6点 (3点) ^{※2}	◎	6点 (3点) ^{※2}	◎		
		優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価可能) ^{※1}	4点 (2点) ^{※2}	◎	4点 (2点) ^{※2}	◎		
		自由設定項目	4点 (2点) ^{※2}	○	4点 (2点) ^{※2}	○		
	合計		40点 (30点) ^{※4}		40点 (30点) ^{※4}			

※1 都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。
 ※2 「配置予定技術者の技術力」同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は()の配点とする。

【配点表】 (技術提案評価型 S 型)

◎: 必須 ○: 選択

項目	細目	評価項目	技術提案評価型 S 型 (WTO 以外)			技術提案評価型 S 型 (WTO)		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
技術提案	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。 (提案項目のうち、○項目※は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める)※項目数は工事毎に設定	30点	30点 (15点) ※1	◎			
	VE提案等の技術提案	総合的なコスト、性能、機能、社会要請施工計画。				30点	30点 (15点) ※1	○
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。 (提案項目のうち、○項目※は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める)※項目数は工事毎に設定				30点 (60点)	30点 (60点) ※2	◎
	ヒアリング	※必要に応じて実施					※	○
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	15点	4点	◎			
		工事成績		4点	◎			
		優良工事等表彰		2点	◎			
自由設定項目	自由設定項目		5点	○				
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	15点	4点	◎			
		同種工事の工事成績		4点	◎			
		優秀工事技術者表彰		3点	◎			
	自由設定項目	自由設定項目		4点	○			
合計			60点		60点			

※1 評価項目を2項目設定した場合は()書きの点数とする。
 ※2 VE提案等の技術提案を省略した場合は()書きの点数とする。
 技術提案評価型 S 型 (WTO) の場合、「工事全般の施工計画」に加え「VE提案等の技術提案」にも新技術の提案を求めることができる。
 また「VE提案等の技術提案」のみで新技術の提案を求めることも可能。

9. ⑫新技術導入促進型Ⅱ型(建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上)

《継続》

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術（Ⅱ型）を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

【概要】 ○技術提案評価型S型に適用

○発注者が指定するテーマに関する実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術(NETIS登録技術でない、若しくはNETIS登録申請中の技術でない技術)の提案を求める。

○評価項目、評価基準：

・施工計画、工事全般の施工計画 ……標準的な技術提案評価型と同様(5段階評価)

・新技術の実証 ……指定テーマについて、新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しの4項目より3段階で評価

Ⅱ：4つの評価項目がいずれも具体的に認められ、かつ新規性又は有効性が特に高い提案

Ⅰ：4つの評価項目がいずれも具体的に認められる提案

□(不採用)：4つの評価項目のいずれかが認められない提案

【対象工事】 ○工事種別：全て

○技術提案評価型S型

【配点表】 (技術提案評価型S型)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO以外)			技術提案評価型S型 (WTO)			項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO以外)			技術提案評価型S型 (WTO)		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択				満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
技術提案	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。	22	22	◎				企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	4		◎			
										工事成績	4		◎				
									優良工事表彰	2		◎					
									自由設定項目	技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用							
	新技術の実証	指定されたテーマについて、実証する技術の内容、現場実証の方法、今後の活用の見通し。	8	8	◎	15	15	◎	配置予定技術者の技術力	自由設定項目	自由設定項目	5		○			
										配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	4		◎			
										同種工事の工事成績	4		◎				
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。				45	45	◎		優秀工事技術者表彰	3		◎				
	ヒアリング	※必要に応じて実施							自由設定項目	自由設定項目	4		○				
合計												60			60		

《継続》

9. ⑬総合評価落札方式 技術提案評価S I 型

○工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。

- ・発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待される工事を対象に適用。
- ・仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- ・提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

対象 工事	施工能力評価型		技術提案評価型				
	II型	I型	S型	S I型 (試行)	A III型	A II型	A I型
技術 提案 内容		簡易な施工計画	施工上の特定の課題等 に対する工夫等	価値の最も高い 新技術、資材、 機械、工法等	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等		
評価 方法		簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価			部分的 変更	複数の 有力案	通常案は満 足できない
予定 価格	企業・技術者の能力等（実績）を点数評価		技術提案を点数評価				
	標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成				

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

10 その他の取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度実施方針
入札・契約制度	品質確保・生産性向上・技術力向上	技術提案・交渉方式 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の確定が困難である工事において、技術提案を公募、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定し、工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定するとともに、予定価格を定め契約する方式。 	継続
	不調不落対策	不調随契の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 入札不調により契約に至らない工事について、一定条件を満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる随意契約(不調随契)を適切に実施。 	継続
積算における取組	不調不落対策 施工時期の平準化	見積活用方式【試行】 (平成19年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる項目について見積りを求める。 	継続
		間接工事費実績変更【試行】 (平成20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議などの要因により乖離が予想される工種について、妥当性を確認し変更契約する。 	継続
		日当たり作業量の補正【試行】 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 政令市等における工事において、現場条件等により作業効率が低下することへの対応として日当たり作業量の補正を行う。 	継続
		工期を考慮した積算《建築関係》 (平成23年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事規模に対して工期の長い改修工事等においても適切に共通費を算定する。 発注者に帰責事由がある場合の工期延期に伴う増加費用の追加を可能とする。 	継続
		地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更【試行】 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、設計変更できる。 	継続
		遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫が生じ、遠隔地から調達せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行える。 	継続
		施工箇所が点在する工事の間接費の積算 (平成22年度～ 平成31年2月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所が点在する工事については、施工箇所が1kmを超えて点在する工事もしくは地域の交通環境から異なる施工箇所と見なすことが適当な工事を対象に共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する 	継続
猛暑対策の取組み	猛暑対策	建設工事における猛暑対策パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の重要度等を考慮し、可能な範囲で猛暑期間の現場施工を回避した工事発注を実施する。 効率的に現場施工を実施することは、熱中症対策に資するため、i-construction2.0の取組を推進する。 技術提案評価型S型を活用し、猛暑期間・時間の作業回避、人力作業の削減等、作業環境の改善に資する技術提案を求める。 熱中症対策等にかかる経費の見直し等。 	新規

【概要】

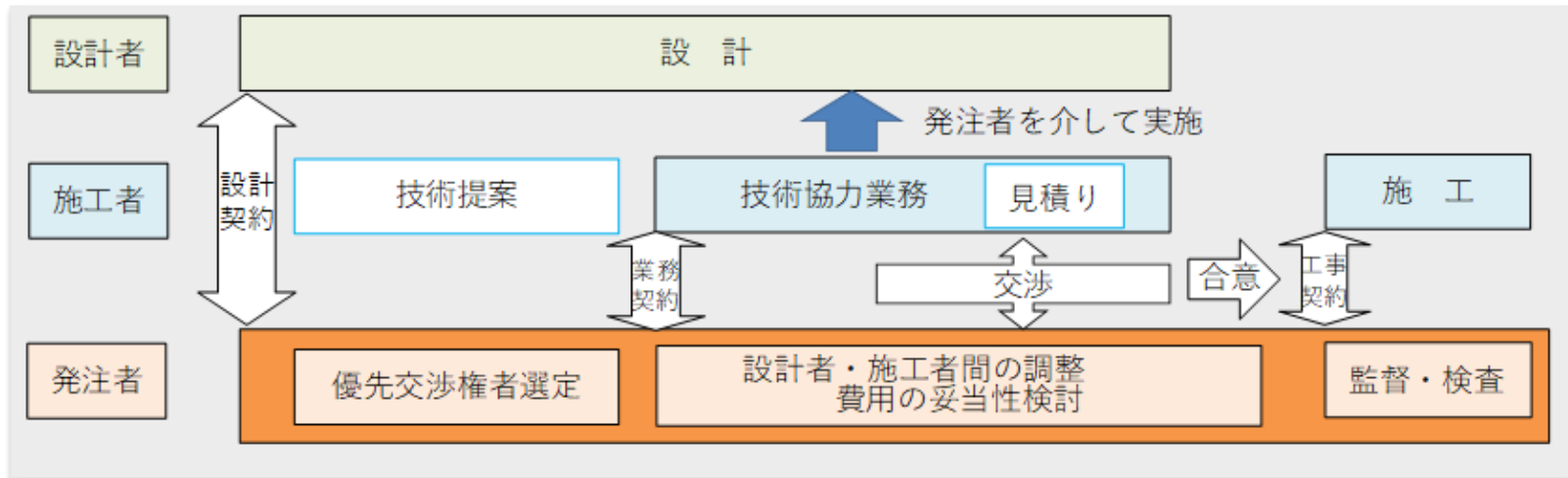
技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式。
 品確法第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。

【公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 抜粋】
 (技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

技術協力・施工タイプにおける手続の流れ

⇒ 優先交渉権者と基本協定を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら、工法・工事価格等の交渉を行い、施工の契約を締結。



10. ②建設工事における猛暑対策パッケージ概要

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

1.1 維持修繕工事における取組

《継続》

多様な入札契約制度の導入・活用

目的	取組内容	取組の概要	R8年度 実施方針(案)
地域の担い手確保	地域維持型JVの活用 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、除雪、修繕、パトロール、災害応急対応等地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事において活用を検討。 地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあり地域維持型建設共同企業体を競争に参加させることで効率的、効果的な対応が見込まれる場合に適用。 ※平成24年6月27日 通達による 地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組にも対応可能。 	継続
効率的な事務手続き	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	継続
維持管理を含めた品質向上	維持管理付き工事発注方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待。 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制の確保。 	継続
受発注者双方の事務負担軽減等	維持工事等の複数年契約 (平成21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行。 契約期間は2～3年。 維持工事の複数年契約工事に限り、主任(監理)技術者の専任の緩和(平成24年度～)として、工程上一定の区切りと認められる年度替わり(4月期)に途中交代を可能とする。 (複数年契約工事により配置技術者の拘束期間が長期化となることに伴う、精神的・肉体的負担を途中交代することにより軽減する。) 	継続
長寿命化・コスト縮減等	新設舗装の長寿命化に向けた取り組み (平成24年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 整備後一定期間の性能保証を求めることにより、受注者がより丁寧な施工を心がけてもらうことで長寿命化を目指す(補修や違約金等を求めることが目的ではない)。新たな性能規定方式の導入により、新設舗装の長寿命化を図り、維持管理の効率化、コスト縮減を目指す。 	継続

1.1. ①地域維持型JVの活用

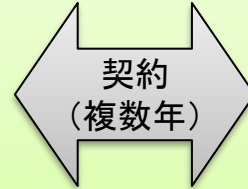
地域維持型契約方式の活用(入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)
地域の

○単体企業
○経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

○地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体 (地域維持型共同企業体の取扱いについて(H24.6.27)、地域維持型共同企業体の運用について(H24.6.27))

① 性格

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体

② 工事の種類・規模

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実地する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)

③ 構成員(数、組合わせ、資格)

- ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保出来る数(当面は10社を上限)
- ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
- ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる

④ 技術者要件

通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和

⑤ 登録

単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

《継続》

【背景】

1. 揚排水ポンプ設備は国民の生命財産を守る社会資本として機能維持が重要。
また、近年、災害多発や設備高齢化に伴う故障発生リスクが増大。
2. 揚排水ポンプ設備は、各ポンプメーカーのノウハウでシステム構成されていることから、一部機器修繕であってもシステム全体の信頼性に影響し、既設設備の設計思想・ノウハウ等を熟知していなければ、受発注者ともリスクを抱えることとなる。
3. 修繕工事は、全て一般競争入札で行っていたが、ほぼ既設ポンプメーカーの1者応札となっていた。

【概要】

透明性・競争性確保の手続きを踏まえ、迅速で適確な修繕工事の実施体制を円滑に確保することを目的に以下を試行する。

対 象：中大型揚排水ポンプ設備等の修繕工事（年月点検業務は対象外）

手 順：①既設メーカーの体制確認の上、ポンプ設備毎の特定予定者決定

②参加者の有無を確認する公募手続

③ポンプ設備毎の特定事業者確定（1年度内限り有効）

※ここまで年度当初までに処理

④以降、修繕工事発注時、該当する特定事業者と特命随意契約実施

《継続》

11. ③維持管理付き工事発注方式

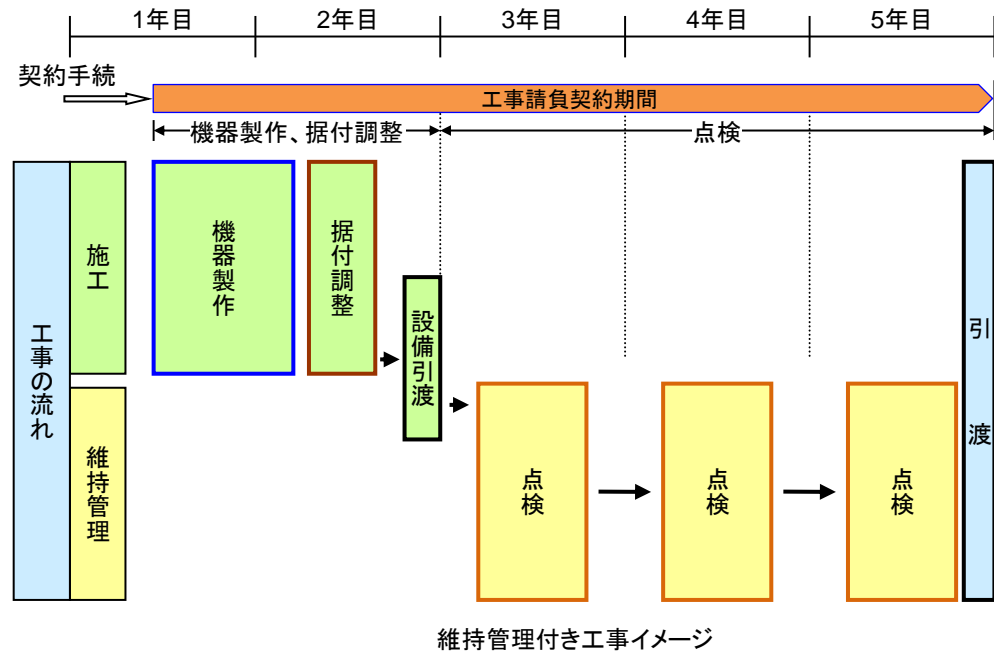
1. 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待
2. 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制を確保

【概要】

○施工(工事:機器製作・据付調整)と維持管理(役務:点検)を一件の工事請負契約で発注を行う(5ヶ年国債)

【試行工事】

年度	件数	対象施設	工期
H23	1	ダム管理用制御処理設備	H23.9～H28.3
H25	1	ダム管理用制御処理設備	H26.2～H30.3
H27	1	ダム管理用制御処理設備	H28.2～H32.3



○実施方針の適用、評価項目の切替および入札説明書の改定は、以下の時期に実施する。

- ① R8実施方針の適用
工事成績及び表彰関係の切替
→公告日が令和8年8月1日以降の案件
- ② 工事实績に関する評価の切替
→公告日が令和8年4月1日以降の案件
- ③ 工事实績に関する評価の切替【港湾空港関連】
→公告日が令和8年4月1日以降の案件
- ④ 評価項目等の見直しの切替【港湾空港関連】
→公告日が令和8年4月1日以降の案件

12 実施方針の適用時期

表 総合評価落札方式に係る主な評価期間と適用切替時期

項目	細目	評価項目	適用時期(公告日)	切替後の評価対象期間
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	R 8 . 4 . 1	H 2 3 . 4 . 1 以降
		工事成績	R 8 . 8 . 1	R 5 . 4 . 1 から R 8 . 3 . 3 1 まで
		優良工事表彰	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
		優良工事表彰(都県・政令市)	—	審査基準日の月以前1年間
		安全管理優良受注者表彰	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
	地域精通度 地域貢献度	近隣地域での施工実績	R 8 . 4 . 1	H 2 8 . 4 . 1 以降
		災害協定に基づく災害活動実績	R 8 . 4 . 1	R 5 . 4 . 1 以降
	自由設定項目	工事成績優秀企業認定	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
		優良下請表彰企業の活用	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
		難工事功労表彰、災害工事功労表彰	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
インフラDX大賞		R 8 . 8 . 1	本省表彰(大臣賞、優秀賞): R 7 年度 関東局長表彰、関東事務所長表彰: R 8 年度	
本発注工事に対応する工事種別の新規契約の有無		R 8 . 4 . 1	R 8 . 4 . 1 から公告日まで	
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	R 8 . 4 . 1	H 2 3 . 4 . 1 以降
		同種工事の工事成績	R 8 . 8 . 1	H 3 0 . 4 . 1 から R 8 . 3 . 3 1 まで
		優秀工事技術者表彰	R 8 . 8 . 1	R 5 年度 から R 8 年度
		優秀工事技術者表彰(都県・政令市)	—	審査基準日の月以前4年間
	自由設定項目	難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞	R 8 . 8 . 1	R 5 年度 から R 8 年度
		過去の同種工事の工事経験	R 8 . 4 . 1	H 2 3 . 4 . 1 以降

令和8年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【工事】

令和8年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【工事】

1. 共通

変更内容	分類	適用時期
○入札契約の運用方針 一般競争入札(政府調達協定対象)対象金額を8.1億円以上から 9.0億円以上 に見直し。	見直し	R8.4.1 以降の契約案件

2. 港湾空港関係以外

変更内容	分類	適用時期								
○熟練技術者の評価 工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、 監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価 する。 【配点表】 <table border="1" data-bbox="67 571 1477 714"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>細目</th> <th>評価内容</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由設定項目</td> <td>熟練技術者の活用</td> <td>主任(監理)技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、年齢55歳以上の監理技術者経験者を活用する場合に評価する</td> <td>活用する:1点 活用しない:0点</td> </tr> </tbody> </table>	分類	細目	評価内容	評価基準	自由設定項目	熟練技術者の活用	主任(監理)技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、 年齢55歳以上の監理技術者経験者 を活用する場合に評価する	活用する:1点 活用しない:0点	新規	R8.8.1 以降の公告案件
分類	細目	評価内容	評価基準							
自由設定項目	熟練技術者の活用	主任(監理)技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、 年齢55歳以上の監理技術者経験者 を活用する場合に評価する	活用する:1点 活用しない:0点							

○公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式の適用

- ① 営繕関係工事の不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための**営繕評価型を新設**。
(対象工種:暖冷房、電気設備、建築、機械設備、受変電設備)
- ② 技術力のある地域企業の新規参入を促すため、**一部の工種において、自治体実績チャレンジⅡ型(配点20点)の適用**。
(対象工種:一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修)

【配点表 (公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式)】

	評価項目	企業実績評価型		①営繕評価型		②自治体実績チャレンジⅡ型		
		評価点	選択	評価点	選択	評価点	選択	
企業の施工能力	同種工事の施工実績	4点	○	4点	◎	3点	◎	
	工事成績(都県・政令市の成績も評価)					3点	◎	
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績				2点	◎	
		緊急時の施工体制	2点	◎	2点	◎	2点	◎
		災害協定の有無※1	2点	◎			2点	◎
		災害活動実績の有無※2	4点	○			2点	◎
	災害時の基礎的事業継続力の認定の有無			2点	◎	2点	◎	
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	2点	◎	2点	◎	4点	◎	
計		10点		10点		20点		

- ①新規
- ②見直し

R8.8.1
以降の公告案件

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。
 ※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

2. 港湾空港関係以外

変更内容	分類	適用時期								
<p>○ICT施工Stage II の実施</p> <p>建設機械の位置情報や稼働状況、施工履歴などをリアルタイムに集約・活用し、現場のデジタル化と見える化を進めることで、資機材配置や作業工程を最適化し効率化と省人化を図るICT施工Stage II の実施を評価する。</p> <p>【配点表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>細目</th> <th>評価内容</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由設定項目</td> <td>ICT施工Stage II の実施</td> <td>当該工事においてICT施工Stage IIにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価</td> <td>実施する：1点 実施しない：0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工(修繕工)」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、選択不可 ○加点を受けたにも関わらず、受注者の責により実施しなかった場合、成績評定を3点減ずる。</p>	分類	細目	評価内容	評価基準	自由設定項目	ICT施工Stage II の実施	当該工事においてICT施工Stage IIにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価	実施する：1点 実施しない：0点	新規	R8.8.1 以降の公告案件
分類	細目	評価内容	評価基準							
自由設定項目	ICT施工Stage II の実施	当該工事においてICT施工Stage IIにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価	実施する：1点 実施しない：0点							

3. 港湾空港関係

変更内容	分類	適用時期								
<p>○「地元企業」活用評価の試行</p> <p>工事の一定の割合を分担する下請企業品質確保の更なる向上に向け、一次下請予定企業の「下請表彰実績」を評価する。</p> <p>【配点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域貢献度・地域精通度等</td> <td>一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>下請表彰実績なし</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	地域貢献度・地域精通度等	一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績	1.0	下請表彰実績なし	0.0	新規	R8.4.1 以降の公告案件
評価項目	評価基準	配点								
地域貢献度・地域精通度等	一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績	1.0								
	下請表彰実績なし	0.0								
<p>○地元企業活用評価型JV工事の試行</p> <p>地元企業が参入しづらい、工事規模が大きな港湾関係の工事において、地元企業がJVとして参入できるよう「地元企業活用評価」を新設する。</p> <p>【配点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域貢献度・地域精通度等</td> <td>地元中小企業の事業者が構成員として参加あり</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>上記以外での参加</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	地域貢献度・地域精通度等	地元中小企業の事業者が構成員として参加あり	1.0	上記以外での参加	0.0	新規	R8.4.1 以降の公告案件
評価項目	評価基準	配点								
地域貢献度・地域精通度等	地元中小企業の事業者が構成員として参加あり	1.0								
	上記以外での参加	0.0								
<p>○施工実績の緩和(1):競争参加資格要件の設定</p> <p>発注件数の減少に伴い過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できない状況を踏まえ、「ブロック製作工事」を対象に、資格要件における施工実績を有する期間の撤廃。(総合評価における施工実績期間の評価は継続。)</p>	見直し	R8.4.1 以降の公告案件								

総合評価賃上げ加点の運用(R8.4～)

- R8年度も政府全体で総合評価賃上げ加点の制度が継続
- 国土交通省発注工事・建設コンサル業務等では、これまでの賃上げ目標を継続

		～R8.3	R8.4～
賃上げ 目標	大企業	3%以上	変更なし ^{※1}
	中小企業等	1.5%以上	変更なし
総合評価における 加点割合 <small>加算点(工事)・技術点(業務)</small>		5%程度 <small>(一般的な工事の場合、3～4点の加点)</small>	3%程度 ^{※2} <small>(一般的な工事の場合、2点の加点)</small>

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする

※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%(R7年度までは5～10%)